

第5回社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループ 議事録

○日時 平成30年12月7日（金）15:00～18:00

○場所 中央合同庁舎5号館 専用第22会議室（18階）

○出席者

委員

山縣座長	松本座長代理	相澤委員	安部委員	井上委員
江口委員	奥山委員	熊川委員	浜田委員	藤林委員
増田委員	宮島委員	佐藤代理		

事務局

濱谷子ども家庭局長	藤原内閣官房審議官	長田総務課長
成松家庭福祉課長	宮腰虐待防止対策推進室長	
國松虐待防止対策推進室長補佐		

○議題

平成28年改正児童福祉法附則第2条第3項の規定に基づく検討について

○議事

○國松室長補佐 それでは、皆さんおそろいになりましたので、少し早いですが、これから第5回「市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループ」を開催させていただきたいと思っております。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は、清水委員から欠席の御連絡をいただいております。

それでは、本日の議論に早速入らせていただきたいと思いますけれども、マスコミ関係者におかれましては、カメラ撮影につきましてはここまでとさせていただきますので、よろしく願いいたします。

（カメラ退室）

○國松室長補佐 それでは、これより先の議事につきまして、山縣座長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○山縣座長 皆さん、こんにちは。年末のお忙しい時にありがとうございます。

本日は第5回のワーキングになりますけれども、先ほど事務局からの紹介がありましたが、代理出席があった場合には、その都度、確認をするということになっています。

本日、清水委員の代理として、山口県健康福祉部こども・子育て応援局こども家庭課主幹の佐藤さんの方に代行での出席という申し出がございます。お認めしてよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山縣座長 ありがとうございます。

では、よろしく申し上げます。

本日は、これまで皆さん方からたくさんいただいた意見をもとに、事務局と私と、とりあえず松本先生と3人で協議をし、それを皆さん方に事前にお送りさせていただいて、そこからの議論にさせていただこうと思います。

きょうは外部からの発表とかはありませんので、この報告書の中身についてのみの議論になります。よろしく申し上げます。

では、事務局の方から資料確認を含めて申し上げます。

○國松室長補佐 それでは、本日の資料につきまして、確認をさせていただきたいと思います。

厚生労働省におきましては、審議会等のペーパーレス化の取り組みを推進しておりまして、本日もお手元にごございますタブレットを活用して御審議いただきたいと思っております。

現在、議事次第の画面が表示してございますけれども、左上にあります青い文字のマイプライベートファイルというところをタッチしていただきますと、全部で9種類のPDFファイルが保存されているかと思えます。こちらに基づいて資料の確認をさせていただきます。

まず、1番目に議事次第がございます。

次に、資料1が取りまとめに向けた素案。

資料2が、市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の整備に関する取り組みに関する資料。

資料3が、安全確認に係る児童福祉法等の関係記載抜粋。

資料4が、第1回から第4回のワーキングにおける主な御意見。

資料5が、前回、第4回のワーキングにおいて奥山委員から御提出いただきました資料に記載のありました「新しい社会的養育ビジョンの実現に向けた工程」に関する御質問に対する回答を載せてございます。

また、構成員提出資料といたしまして、安部委員、江口委員、奥山委員、浜田委員、藤林委員、宮島委員から御提出いただいた資料をつけております。

さらに、参考資料1としまして、本ワーキンググループの設置要綱。

参考資料2としまして、日本社会福祉士会等からの意見書をおつけしてございます。

資料の構成としては以上になっておりますけれども、欠落等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

なお、タブレットの具体的な操作方法につきましては、本日も省略させていただきますけれども、随時挙手をいただければ操作方法を事務局の方で説明に上がらせていただきますので、遠慮なくお申しつけいただければと思います。

また、紙媒体の配付資料につきましてもあわせてお手元に配付させていただいてお

りますので、御活用いただければと思います。

資料説明については以上となります。

○山縣座長 ありがとうございます。

では、早速ですけれども、先ほど言いましたように、先ほどの形で議論の方に入っていきたいと思います。

資料1、素案についての説明からいきますが、最終回ですので、少し丁寧な説明をいただこうと思います。時間が若干長目になるかもしれませんが、お許しをいただきたいと思います。

では、事務局の方からよろしくお願いします。

○宮腰虐待防止対策推進室長 事務局でございます。資料1の素案について御説明をさせていただきます。

資料1についてですけれども、構成といたしましては、最初に「はじめに」という項目を立ててございまして、その後に「1 児童相談所の業務の在り方」「2 要保護児童の通告の在り方」「3 児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策」という構成で全体の構成をつくってございます。

まず「はじめに」の部分で、もともと平成28年の新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告書に基づきまして、28年の児童福祉法の改正が行われておりまして、その内容を少し最初に記載させていただいております。

この28年の報告書の中で提言された項目のうち、児童相談所の強化のための機能分化として、虐待通告等の窓口の一元化、調査・保護・アセスメント・措置機能の強化、職員の専門性の向上として、指導的職員の資格のあり方、こうした項目の一部については、28年の改正法に盛り込まれておらず、検討事項とされたという経緯を書かせていただいております。

その後、2017年8月の新しい社会的養育ビジョンの中でも児童相談所のあり方、機能分化、通告窓口、人材育成について提言をいただいているところでございます。

加えて、本年3月に5歳の女兒が死亡するという事案を受けまして、7月20日に緊急総合対策の取りまとめ、また、本年10月に、子ども虐待による死亡事例等の検証結果についてという専門委員会の報告書をいただいております、その中でも国への提言をいただいているところでございます。

今般、平成28年の改正法に基づく検討事項を検討するために、このワーキングを設置いたしまして、このワーキングにおいて、全ての子どもが、健やかな成長、発達、自立等を保障される権利を有する。こうした考え方をベースといたしまして、子どもの権利を守るために、今後の子ども家庭相談支援体制のあり方についての目指すべき方向性、取り組むべき事項について整理をしたということで書かせていただいております。

今後、制度的な対応など必要な事項について、国において財政的措置も含めて、適切に対応されるべきであるということを書かせていただいております。

続きまして、2ページ目の「1 児童相談所の業務の在り方」の部分でございまして。

（現状・課題）の部分につきましては、今、御説明をいたしました平成28年の専門委員会の報告書のお話、それから、死亡事例検証における取りまとめ、こうした内容

で指摘されている内容等をまとめさせていただいております。

「1 児童相談所の業務の在り方」の部分の2ページ目の（現状・課題）の最初のところでございますが、これまで、児童相談所では、保護者と子どもを分離し、保護するという介入的な機能から、子どもや保護者を含めた家庭のニーズに沿って包括的に支援していく機能まで、全ての機能を担ってきたという現状がございます。

3ページ目をご覧いただきまして、ただ、こうした機能を同一の機関が担うことによって、保護者との関係を考慮する余り必要な保護が躊躇されているという御指摘がある。あるいは親の意向に反する一時保護を行った結果、その後の支援が進まないという指摘がある。こうしたことから、児童相談所の調査・保護・アセスメント機能と支援マネジメント機能を分化させること、機能分化もしくは部署の分化、こうしたことを提言いただいているところでございます。

こうした御指摘を踏まえまして、主な議論といたしまして、本ワーキンググループにおける議論をまとめさせていただいております。

3ページ目の下半分になりますけれども、本ワーキンググループにおきましては、これまでの御指摘、支援ができなくなることを危惧するために介入を躊躇するということをなくすためにどのような体制や対応等が必要かについて御議論を行っていただいたところでございます。

1つ目のポツで、児童相談所における機能をどのように考えるかという点につきましては、同じ組織内での意思決定という枠組みは維持しつつ、児童相談所内での機能分担を進めることで対応することが必要といった御意見。それから、この際の機能分担の方法については、各地域に合った方策としていることが必要であり、各都道府県でこうした方策の検討が進むよう、国はいろいろなモデルを示すことが必要といった御意見がございました。

このほか、児童相談所の機能強化を図るという観点から、ケースの深刻さ等についての的確に把握するための体制を整えることが重要。児童相談所の質の標準化を図るための第三者評価の枠組みを構築し、評価機構を創設することが必要。4ページ目で、第三者評価に当たっては、各地域の実情も踏まえた評価の枠組みが必要といった御意見もございました。

支援機能については、主として市町村が担うこととするとともに、児童相談所は主として危機介入機能を中心とした機関としていくことが必要という御意見もございました。

そのほか、中ほどにございますが、さらに弁護士については常勤配置を義務づけるべきといった御意見の一方で、弁護士の配置方法にかかわらず、日常的に相談・支援が受けられる体制整備が重要といった御意見もございました。

このほか、中核市・特別区における児童相談所の設置義務化について検討すべきとの御意見もいただいているところです。

4ページ目の下半分で（目指すべき方向性）でございます。

児童相談所においては、初期アセスメント、見立てを適切に行い、必要に応じて躊躇なく介入することができる体制整備が求められるということでございます。

このため、各都道府県等において、体制整備を進めるとともに、第三者の視点も踏

まえた見直しが進められるような仕組みが必要。あわせて、市町村における相談や支援機能も強化し、地域で介入から支援、措置解除後も含めた自立支援等切れ目ない支援ができる体制整備を進めていくことが必要ということで書かせていただいております。

次に5ページ目をご覧くださいまして（対応）の部分でございます。

最初「（1）都道府県等における危機介入機能も含め適切な対応等がとれるようにするための体制整備」でございます。

1といたしまして、危機介入機能も含め適切な対応が可能となるような体制整備等に関する計画策定ということで、下のポツでございますが、介入と支援の機能に応じた部署分けや介入の際に異なる職員での対応などの機能を分けることのほか、専門人材の確保・育成に関する方策などの体制整備について各都道府県等において検討し、計画を策定するということを書かせていただいております。

2といたしまして、日常的に弁護士とともに対応できるような体制強化を書いております。

3といたしまして、児童相談所の業務の質の向上を図るための評価の仕組みの創設ということで、業務について自己評価及び第三者評価を行う仕組みの創設に段階的に取り組むという形にしております。

4で、研修等の充実。

5といたしまして、民間委託の推進。

6といたしまして、中核市・特別区における児童相談所の設置促進ということをもとめさせていただいております。

「（2）市町村等の地域の相談支援体制の強化」でございます。

1、市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進。

2、要保護児童対策地域協議会の活性化、市町村の体制強化。

3、民間を含めた地域資源の充実という形で、（対応）は児童相談所、都道府県と市町村という形で大きく分けて整理をさせていただいております。

続きまして、6ページ目の下半分で「2 要保護児童の通告の在り方」でございます。

（現状・課題）の部分でございます。6ページの一番下のあたりをご覧くださいればと思いますが、現在、児童虐待等に関する児童相談所と市町村、いずれもが受理する体制になってございますが、この体制について、通告する側に緊急度の判断・通告先の選択を強いていること、あるいは虐待通告に対する児童相談所における安全確認・調査の業務量が膨大になっていること等を踏まえまして、各都道府県に1カ所、通告窓口を一元化し、緊急性の判断やその後の対応について判断し、初期対応機関を児童相談所か市町村等へ振り分ける機関の設置をすべき、その際には、市町村への通告を妨げるものではないが、あわせて一元化された通告を受理する機関への通告を行う、こうしたような指摘が28年の専門委員会の報告でされているところでございます。

7ページ目の（主な議論）で、これを受けまして、通告を受ける体制については、専門的にスクリーニングを行う通告窓口を都道府県に1カ所設置し、その機関が市町村、児童相談所へ振り分ける仕組みが必要という御意見があった一方で、相談対応件

数が極めて多い現状を踏まえ、専門性の高い人材を相当程度配置する必要がある窓口の設置は現実的ではない。あるいは市町村の役割が非常に重要でございますので、通告の窓口を都道府県に1カ所集約することは反対といった御意見がございました。

このほか、受けた通告を適切にインテークできるような者を通告先に配置することが必要。あるいは現行法でも児童相談所が受けた通告の安全確認を市町村に依頼することが可能でありますので、通告そのものではなくて、その後の対応も含めた体制として考えるべき。リスクアセスメントツールの妥当性や使いやすさについて疑問があり、見直しが必要。児童相談所に集中している警察からの通告をトリアージすることが必要。「189」について、通告の窓口と相談の窓口は分けるべき。こうした御意見がございました。

7ページ目の一番下で（目指すべき方向性）といたしましては、まずは市町村、児童相談所のいずれが通告を受理した場合でも、受けた通告について必要な情報の聞き取り等が適切に行われ、的確に通告に対応できるような体制整備を進めることが必要であるということでございます。

おめくりいただきまして、8ページ目で、こうした様々な取り組みを進めまして、通告から初期対応等まで、最も的確で効果的な対応をとるために、さらに必要な体制について、検討を進めるべきであるということにしております。

8ページ目の（対応）でございます。

まず「（1）通告後の対応に関する市町村、児童相談所の連携体制づくり」でございます。

1といたしまして、通告受理の際の情報の聞き取り等に関する研修の実施。

2といたしまして、市町村、児童相談所の協議、ガイドライン策定に向けた取り組みということで、市町村、児童相談所が通告後の対応について共通認識を持って対応できるようにするため、事前に協議し、ガイドラインなどの策定に向けた取り組みを推進するといったことを書かせていただいております。

3といたしまして、面前DV通告への市町村、児童相談所の対応等。

4といたしまして、リスクアセスメントシートの見直し。これらを（1）で書かせていただいております。

（2）といたしまして、こちらは先ほど市町村の体制強化のところ書かせていただいたものの再掲になってございますが、要対協の活性化、市町村の体制強化を書いております。

「（3）市町村、児童相談所の情報共有基盤の整備に向けた検討」

「（4）児童相談所全国共通ダイヤル『189』の見直し」。「189」について、虐待通告を中心とし、それ以外の相談と番号を分けるように見直すということで書かせていただいております。

最後に、本ワーキンググループでは、通告窓口を都道府県に1カ所に集約すべきという意見もあったことから、上記（1）～（4）の取り組み状況等を踏まえ、行われた通告に対して確実に適切に対応するためのより効率的かつ効果的な方策について引き続き検討するとしてございます。

最後に「3 児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図る

ための方策」でございます。

(現状・課題)でございます。9ページ目の下の方になりますけれども、平成28年の報告書におきまして、子ども家庭支援に当たる指導的職員の専門性に関して、その能力を客観的に明確化する観点から、子ども家庭福祉に関する専門の相談員として新たな公的資格を創設することを検討すべき。資格については、関係学会が中心に検討すべきとの御指摘をいただいているところでございます。

10ページ目の(主な議論)をご覧ください。本ワーキンググループでは、児童福祉司等の児童相談所職員の資質向上、市町村職員の資質向上、こうしたものを図るための方策等について議論を行っていただいております。

1といたしまして、児童相談所の職員の資質向上につきましては、都道府県ごとに人事に関する人事に関するビジョンを持つことが重要。社会福祉士や精神保健福祉士などの既にある国家資格の活用をすべき。児童福祉司の任用資格については、実務経験等をベースに考えるべき。児童心理司の配置標準について法令に定めるべきとの御議論、それから、弁護士、医師につきましても「1 児童相談所の業務の在り方」のところで御紹介した御議論がございました。

また、スーパーバイザーについては、客観的な資質の向上に資するよう、既存の国家資格とは別に新たな子ども家庭福祉のソーシャルワークに関する資格を創設し、資格を取得した人のみをスーパーバイザーとすべきとの御意見があった一方で、子ども家庭福祉だけに特化した資格化には反対。児童相談所の職員については、行政組織内でのステップアップなどの資質向上の方策を検討すべきといった御意見をいただいております。

おめぐりいただきまして、11ページ目でございます。2で、市町村の職員について、要対協の調整担当者の資質の向上、拠点の設置促進が重要といった御意見のほか、市町村にも児相のスーパーバイザーと同等の人材の配置の義務化が必要といった御意見があった一方で、全ての市町村に児相のスーパーバイザーと同等の人材を配置することは困難といった御意見がございました。

(目指すべき方向性)でございます。児童相談所、市町村における対応を強化するために、それぞれの資質向上が必要でございます。その際には、地域全体の対応力の向上という観点から、児相、市町村が連携を図りながら専門性を高める取り組みを推進することも必要。特にスーパーバイザーに関しましては、実務経験や専門性を十分に有する人材を養成する必要があるほか、こうした資質について客観的に把握できるようにするための枠組みとして資格化等について議論を行いました。求められる要件の具体的な内容や資格化を含め客観的に把握する方法等について引き続き検討する必要があるといった形で書いてございます。

11ページの一番下のところから(対応)でございます。こちら(1)が児童相談所で(2)が市町村という形でまとめてございます。

(1)が児童相談所で、1が児童福祉司の職員の体制強化。

2がおめぐりいただきまして12ページで、スーパーバイザー要件のさらなる厳格化でございまして、スーパーバイザーの研修の修了要件を設定するとともに、研修受講を認容要件とする。スーパーバイザーの要件について、求められる要件について引き

続き検討する。

3といたしまして、児童福祉司の任用要件について相談援助の業務経験を有する旨の明確化。

4で、児童心理司の配置標準について、法令に位置づけることを検討。

5といたしまして、日常的に弁護士・医師等とともに対応できるような体制強化。

以上が児童相談所の関係でございます。

「(2)市町村の専門性向上のための体制整備」ということで、1で要対協の調整担当者の資質向上。

2で、市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進と書かせていただいております。

最後に「4 子どもの権利擁護に関する仕組み等」ということで1つ項目を立ててございます。

(子どもの権利擁護に関する仕組み等)につきましては、平成28年の改正において、児童福祉審議会において、児童、家族その他の関係者に対して、必要な報告等を求め、その意見を聞くことができる旨が規定されてございます。

また、平成30年10月の死亡事例検証の報告の「国への提言」におきましても、13ページにいただきまして、子ども自身の意見を適切に表明できる仕組みの検討が必要であるという御指摘をいただいているところでございます。

本ワーキンググループにおきましても、子どもの声を十分に反映させるためのアドボケート制度の創設が重要であること、協同面接に関しても、児童相談所が適切に活用できるような仕組みが必要だといった御意見がございました。

このため、児童虐待を受けた子どもなどがみずから意見を表明できる機会を確保するため、都道府県児童福祉審議会を活用した子どもの意見を聞く枠組みを構築し、全国展開を図ることが必要であるということで書かせていただいております。

説明が長くなりましたけれども、素案については以上でございます。

○山縣座長 ありがとうございます。

1点修正させてください。冒頭、私、きょうが最終回と言ったのですが、間違えてしまいました。最終の取りまとめに向けての回だということです。失礼しました。きょうが最終回ではありません。

では、今、事務局から説明いただきましたけれども、これに関して、書面で意見を提出いただいている委員が6人いらっしゃいます。いつものように、できたら5分程度ぐらいで補足の説明として、最初に口火を切っていただけたらと思います。その後、自由に皆さん方の御意見を聞かせていただこうと思います。そういう段取りでよろしいでしょうか。

では、安部委員からお願いします。

○安部委員 安部です。構成員提出資料を見てください。

基本的には、ワーキング素案と同意見です。細かいところはいろいろあるかもしれませんが、ただ、具体的にどうこうということではないのですが、子ども家庭相談とか虐待対応において3つの専門性が求められていて、1つは危険度の判断、2つ目は問題解決型のソーシャルワーク、3つ目は、リスクは低いけれども、継続的な支援が必要なケースへの対応。この3つをどの部署がどんなふうに対応しているかと

いうことを、ケースによって違うでしょうけれども、仕組みとしても、この3つがあるのだということ。

つまり、危険度、緊急度の対応だけではなくて、問題解決とか、特に継続的な支援をきちんと対応できる仕組みをつくっていかないと虐待はなくなるかなと思いました。

2つ目は3ページですけれども、人材育成を考えた時に、ここまでワーキングの中で書くかどうかは別にして、意識しておかなければいけないのは、人事管理の分野でよく言われていることなのですが、一般的な行政職はゼネラリスト、どこでも使えるような人間は求められるのですけれども、専門性といった時に、どうしてもI型、特定の分野だけ深く持っているということを求められる気がするのですが、行政の中で、もしくは児童相談所も市町村も行政機関であって、異動もある。そして、その中で専門性を深めていく時に、T型とって、幅広い知見と深い専門性の両方を持った人間を養成していく。

その中でも、そういう人材育成計画を各都道府県、市町村で立てることは必要ですし、この議論を通して、市町村も児童相談所も施設も本当に人材難で、それを長期的に養成していくということを考えなければいけない。それを考えた時に、T型人間を中心に一つの場所、児童相談所なり子ども家庭相談なり、そこを中心にしながら異動を繰り返す中で知見を高めていく。そういう仕組みを意識する必要があるのではないかと思います。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

では、江口委員、お願いします。

○江口委員 そうでしたら、5ページでございます。

まず、弁護士配置について意見を述べております。経過は前回に詳しく報告させていただいているので、ポイントだけ申し上げます。

現在、チーム制を組んでおりますので、非常に造詣の深いベテランの弁護士さんと若手の弁護士さんが大体2～3人、チームを組んで支援をいただいております。こういう形で、いわゆる持続可能な法的な助言をいただける弁護士さんの集団がずっと続いてきているということで、持続可能なシステムが20年近くの中でやっと生み出されてきたと考えております。

また、専門分野、外国籍の児童の権利擁護でございますとか、少年事件、医療関係事件など、それぞれ御専門分野のある先生方にチームを組んでいただきまして、その事例に合ったチームを即座につくって支援に入るという形で、非常に有効に働いていると認識しております。実績として、前回報告のとおり、1,000件から1,500件、大体、毎年御相談しておるということで、実態上、ほぼ日常的に相談できる体制が既にできていると認識しております。児童相談の判断過程にも当然、これぐらいの頻度で相談できていること、毎日のように連絡をとっておりますので、意思決定にも十分関与いただいていると考えておりますので、このシステムが大阪では20年近くの中でやっと、このシステムまでたどり着いたというふうに理解しております。

児童福祉の専門家としてのケースワークを担う児童福祉司と、法的対応を専門的に

担う弁護士がそれぞれの立場を、専門性を生かしながら対応していくことが非常に重要で、ケースワークの基本は、基本的に児童福祉司が担うという、その気構えで取り組んできているところでございます。

ですので、弁護士配置に当たっては、地域の実情に合わせて、常勤弁護士をもちろん置かれている都道府県もございますが、限定するのではなく、日常的に弁護士と協働できる体制をとる形で体制をとっていただくことが必要だと認識しております。

それから、夜間休日の体制についてでございますが、前回は報告しましたように、夜間休日の出動が大変増えてきております。平成29年度は平成22年度の約4倍という実態。これは生の数字でございますので、当直職員2名に加えて、平成30年度からは警察官OBの方、それから、指示をするSVの方、いわゆる4名がパックになって、交代で対応しております。大体、全6児童相談所の職員が月1回以上当直に入らざるを得ないという状況でございます。

それで、1日に大体3～5件の出動を続けているという状況が続きますとともに、高年齢児童の一時保護が非常に激増しております。ここに書いておりますように、所内一時保護、委託を除く16歳以上の子どもたちの保護人数を書いてありますが、平成25年度70人でしたが、平成29年度は188人ということで、16歳以上の子ども188人を夜間に保護するというのは非常にパワフルな（対応に負担が大きい）作業となっております。この意味でも夜間休日体制の強化に向けた職員体制についても配置をお願いしたいと考えております。大阪の現状は非常にそういう実情まで追い込まれているというのか非常に厳しい状況でございます。

それから、情報共有基盤の整備という観点で、これから増員があるわけでございますけれども、的確なスーパーバイズができる知識や経験が豊富な児童福祉司となるためには10年ぐらいかかるというのは再三申し上げてきたところでございますが、そのような経験を生かしながら、AI等を活用したアセスメントについて検討を進める時期が既に来ており、いろんところで取り組みが進んでいるというふうに承知しております。

児童相談所の最終的な判断は、児童福祉司等が中心になって組織的に判断することとはもちろんのことでございますし、AI等の活用は自動化を進めるわけではなく、あくまでもアセスメントの際の補助機能として活用するものであるという認識を持ちながらも、AIを推進する方策についても検討を進めていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○山縣座長 ありがとうございます。

では、続けて奥山委員、お願いします。

○奥山委員 最初に、この素案を見た時にちょっとびっくりしました。これで本当に子どもの命が救えると考えているのかという気がしました。全く危機感もなければ行動力がないという報告書になっていると思います。

本当に子どもを助けたいと思ったら、もっとスピーディーにいろんなことをやらなければならない。問題があるから変えようと言っているのもあって、今までやってきた方策でそれでいいのだというはずがないのです。それにもかかわらずこういう意見

が出たけれども、それはこういう問題があるから引っ込めましょうみたいな形の書き方が多過ぎる。

もう一つは、時間的に、例えば子ども家庭支援拠点を各地につくっていきましょう。では、いつまでに何%作るのですか。そういう数値目標が全く書かれていないのは何でか。やる気がない素案でしかないと思います。

そのやる気のなさが問題なのだと思うのですけれども、やはりこれで何を制度として変えるのか、何を予算をつけていけばいいのか。そこもはっきりしていません。それが国の報告書でいいのだろうかということを非常に思いました。

細かいところに関しては、28年報告書、社会的養育ビジョン、それから、結愛ちゃん事件の2つの提言。そういうことに関しても、ちゃんと引用がされていない。しかもこの素案の結論は、本来の出発点である28年報告書に比べても相当後退しています。それ自体がやはり大きな問題だというふうに思います。

それから、私が再三言っている専門機関にすべきだというのは全く書かれていないし、国際的に見ても、相談機能と保護機能を児童相談所1つで担っている矛盾があるわけですから、それは明確に書いていただきたいと思います。

その機能をどうきちんと分けることによって成功させていくのかを明確にすべきです。それから、弁護士・医師の問題もそうですけれども、必置にしなくてもいいのですというのだったら、結局、28年改正があった後もまだ10人に常勤弁護士は達していないのにどう対処するのですか？そういう状態であるということを考えなければいけない。子どもの命がかかっているのに、それほどスピード感がなく、のろのろやっている。やはりスピードを持ってやらなければ、どんどん虐待通告が増えている中で、どんどん後追いになっていくのです。余りにも危機感がなさ過ぎる報告書素案だと感じています。

児童相談所と言う機関の機能を分化する。そのことに関しても、例えば児童福祉法の中で言うと、児童相談所は何でも相談を引き受けますという形になっております。だから、この前、世田谷区のシンポジウムがあって、児童相談所は何を相談できるのですかと聞かれたら、何でも受けますと答えざるを得ない。やはり、それではまずいと思うのです。児童相談所が保護機能をきちんと持っていくためには、保護機能がきちんとしていなければいけません。そして、保護した人、措置した人のマネジメントをきちんとやる機能を持たなければいけません。そういう機能をきちんと児童福祉法の中に書き込むべきだと思います。

一時保護所の機能は、28年改正までに全く何も書かれていなかった。それが保護とアセスメントという機能がやっと書き込まれたわけです。児童相談所の主たる機能を明確に児童福祉法の中に書き込むべきだと私は思います。今の時代、何でもかんでも相談を受けますではやはりまずいだらう。そこは明確にしておく必要があるのではないかと思います。

やはりそこをきちんと明確にして、そして今すぐ全部、全国的にできないとしたら、やりたいところがきちんとできるような法改正、法整備をしていくべきです。例えば中央児相ではこういう機能を持たせて、こちらの児相では支援の方の機能を持たせたいという時に、別々にできるという法改正をまずしておくべきだと思います。

窓口に関しても同じように、窓口をどこか児相に通告ではない、市区町村に通告ではない、別な場所に持っていきこうとしたら、持っていけるような法律の形を持っておくことで、やれるところがきちんとやっていってみれば、もっといろんなことがスピーディーにわかるようになってくると思います。

それから、市区町村と県の間のはざまというものはずっと言われていて、今回の目黒事件でも目黒区と品川児相の間のコミュニケーションの問題というものは非常に大きかったわけです。そういうはざまをなくすということを考えたら、できるだけ児相も身近な場所に移していく必要があるわけで、そういう意味では、現状ではできるのは、恐らく中核市・特別区しかないとしたら、今、5年で中核市・特別区に全部やりましょうという話に附則ではなっていますけれども、中核市はまだまだです。あれだけある中で2つぐらいしか新しくは手を挙げていないわけです。もう少し進んだ形で強制的にしていかなければならないと思います。

それから、資格のところはやはり重要な問題です。いろいろなところでアセスメントシートなるものとか、そういったもので何かごまかそうという感じが見え隠れしています。そうではなくて、本当に能力をつけた人がそういうシートを使わなければいけない。何回も言うようですけれども、我々、医者は医者としてトレーニングを受けた中でこういうアセスメントシートがあったら、それを使えるという能力が必要なわけです。

そのためにはやはり資格化というものは非常に重要であって、例えば社会福祉士の資格から精神保健福祉士が横出しになったように、社会福祉士の資格に半分横出しにするような形で子ども家庭福祉士というものをつくり、現状では一番先にまず児童相談所のスーパーバイザーがその資格を持っていること。それから、市区町村のスーパーバイザーもそういう資格を持った人をできるだけ雇うこととか、そしてだんだん、児童福祉司全体に広げ、さらには施設にも何人か、そういう人を入れなければいけないという形に持っていくことが私は必要ではないかと思えますし、本来、資格のところもきちんと書くべきだと思うのです。

例えば資格のところを見てみると、28年報告書の書き方が非常に中途半端で、これだけ見ると、関係学会が中心に検討すべきで終わってしまっているのですけれども、そうではなくて、こういう方法もある、ああいう方法もあるとちゃんと書いてあるわけですから、それはきちんと引用して書いていただきたいと思えます。

それから、死亡事例検証の国への提言も違うところが書いてあるのです。重要なのは、「虐待のリスクアセスメントや親や家族関係のアセスメントなど、児童相談所職員のアセスメント力を抜本的に向上させるため、客観的な資質の向上に資する人材強化策に取り組むこと」です。「客観的に」ということが非常に重要なわけですから、この文章を何で省いたのか。意図的に省いたのかどうか、わかりませんが、せつかくそういう提言が出ているのに、それを入れていないということ自体おかしなことではないかと思えます。

そういうことも含めて、弁護士と医師はさっきチームを組んでやればできるといふふうにおっしゃったのですけれども、先ほども言いましたように、進んでいないのが現状なわけですから、それを進めるために今のままでいいでは先へ進まないわけです。

では、法律で必置にするのでなければ、どういう手だてをすれば進むのかということ
をきちんと書き込まなければいけないわけです。それが何にもなしに、では、何も進
みませんという素案ですね。こんなもので子どもたちの前に、あなたたちを助けたい
と言えるのか。本当に不満に思っています。

○山縣座長 よろしいですか。

ありがとうございました。

では続けて、浜田委員、お願いします。

○浜田委員 ありがとうございます。

ペーパーは、弁護士配置についての私の意見を記載したものでございます。今から
申し上げるとおり、私は常勤弁護士を必置にすることには強く反対いたします。

今、奥山委員からの御意見があったところに1つだけ答えておきますと、私が常勤
弁護士の必置化に反対するのは、それは進めたくないからとか進まなくていいからと
思っているわけではなくて、真逆でございます。全国の児童相談所において常勤弁護
士を必置化することはまさに児童福祉に関する弁護士の関与の後退になると強く危惧
をしているからでございます。この点はまずはっきりさせておきたいと思えます。

資料につきましては、構成員の資料の23ページ以下ですので、ご覧いただければと
思います。

子どもの虹情報研修センターで28年度・29年度に実は弁護士の役割についての調査
を実施しておりました。ただ、残念ながら、これが余りに世間には御存じいただいて
いないのかなと思ひまして、その紹介を兼ねての意見でございます。

弁護士の配置形態、真ん中の3番のところをご覧ください。私は全国のほとんど全
ての常勤弁護士さんを直接存じ上げておりますが、既に配置をなさっている自治体で
は極めて好評であると理解をしております。それは自己評価もそうですし、当該自治
体からでの評価も高いものと大変心強く思っているところでございます。

しかし、このことは、それ以外の形態ではだめだということは意味いたしません。
これは私の個別の意見というよりは、今申し上げた子どもの虹情報研修センターの調
査でも、いわゆる契約型と呼ばれるもの、また、非常勤型と呼ばれるものについて、
これの方がむしろよいのである、これこそがよいのだという評価も複数見られたとこ
ろでございます。

4のところに行ってくださいまして(2)をご覧ください。弁護士の給源側として、
私も弁護士の業界に身を置く者として危惧するのは一つ、ここでございます。

まず、常勤弁護士は現在、原則としていわゆる任期付きの公務員としての募集がな
されております。最長で5年というのが今まで聞こえてきているところでございます。

そういたしますと、ここに書いたとおり、既に自分で弁護士の事務所を自営してい
る弁護士、例えば私もそうですが、そういう者がこの5年間、事務所を閉めて児童相
談所の常勤弁護士になるのは現実的ではありません。

もちろん、若手の弁護士さんでより自由がきく人というのはありましようから、そ
ういう人たちが常勤弁護士で行かれることは、これ自体はもちろんあり得ることだろ
うとは考えております。

他方、もう一つ危惧をいたしますのが、おめぐりいただきまして、2のところを書

いたことをございます。常勤弁護士さんにとっても、当該児童相談所の地元の弁護士会との連携は極めて重要であろうと考えています。実際、常勤弁護士さん1人で追いつかないことが必ず出てくると思っておりますので、そういった時には地域の弁護士がそれをいかにサポートするか。その体制はどうできるのかというところは極めて重要だと考えております。

しかしながら、現在、弁護士団体、または弁護士会とも契約等で児童相談所とのかわりができている自治体におかれましても、多くの場合は常勤弁護士さんが1人入られるとなると、弁護士向けの予算はその常勤弁護士さんに振り向けられるのが一般でございます。これは調査でもそのような形で、実際にもそのような話になっているという実例を聞いております。

そういたしますと、当該地域で児童相談所のサポートに入る弁護士は当該常勤弁護士さんお一人になってしまいます。これで果たして足りるのかということでございます。もちろん、児童相談所の規模等によっては、その方がむしろよいということもあろうかと思いますが、これを全国一律でやることになると、私の仕事をしております大阪でも、これは明らかな後退を招くと強く危惧しております。

そういうことで、詳細はご覧いただければと思いますけれども、次のページの結論、6番のところに書きましたが、弁護士配置は地域の実情に応じた方法を広くとり得る制度である必要があるものと考えております。

その次のページから、先ほど冒頭に申し上げました子どもの虹情報研修センターの研究の一部の概要を御紹介申し上げます。報告書そのものは大部になりますので、今回はつけておりませんが、子どもの虹情報研修センターのホームページでもご覧いただけますので、ぜひ一度ご覧いただければと思います。この調査は、弁護士の配置について現場の現在の状況や意見を広く集めることができたものと自負しております。

ここに書いたスライドだけではおわかりいただけないところがあるかと思いますが、特に後ろの方に弁護士による相談体制をとる際の課題でありますとか、その課題に関する自由記述からというところの抜粋も一番最後の方につけておりますので、ぜひご覧いただければと思います。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

では続いて、藤林委員、お願いします。

○藤林委員 5分ですので、5分で話せるかどうか、自信がないのですけれども、3点、児童相談所業務のあり方、通告のあり方、または人材のあり方についてまとめました。

実は、素案が最初に送られてきたものをベースに書いたもので、確かおとといぐらいに新しいものが送られてきて、新しいもので大分修正されているものもあるかなと思ってはいるのですが、両方あわせての意見というふうに御理解いただければと思います。

1つは分離・機能分担ということですが、奥山先生の意見とも通じるわけなのですが、「なぜ、それをしないといけないのか」というところはもう少し明確に書

かれてもいいのではないかと思うのと、それをやはり国として、ガイドラインなのか、通知文なのか、何かわかりませんが、必要があれば法改正も含めて、明確に示していただいた上で都道府県の取り組みを推進していくという書きぶりが必要ではないかと思っています。

2点目ですが、児童相談所業務のあり方の中で特に初期の虐待対応というものは非常に重要な部分で、本当に子どもの命、または将来にわたる成長・発達に影響してくるわけなのですが、これを適切に行うためには本当に専門性の高いスーパーバイザーが絶対必要なわけで、これは後の人材育成にも関係してくるわけですが、これはもっと明確に強調してもいいのかなと思うのと、浜田委員とは真逆の意見なのですけれども、常勤弁護士は絶対必須と思っていますので、それは今後、法的に必置というふうに書いてほしいのですが、この文書の段階では必要であるという認識を示してほしいと思います。

(4)は、虐待初期対応を行う部署から、一定の援助方針が出た後に、支援部署に円滑に引き継いでいくという、このことは、実は児童相談所内部にいる者にとって非常に難しい、永遠の課題みたいなところがあるのです。けれども、将来的には、例えば政令市であれば児童相談所が受けて、区役所が引き継いでいくというふうになっていくとか、または都道府県の児童相談所が受けて、市町村が受けていくというふうになるわけなのですが、どうしても自治体機能が異なりますと、なかなか円滑にならないという問題が生じてしまうわけです。その意味では、政令市または中核市・特別区は同じ対象ということで、特に人口規模が小さくなれば小さくなるほど、ここの円滑な引き継ぎが可能になっていくというところは非常に大きなメリットですから、その意味でも特別区・中核市の児童相談所設置を必須とするという方針は書いてほしいと思うところです。

(5)は小ネタですけれども、市町村支援児童福祉司というものが緊急対策に書かれておりましたが、これだけではなくて、都道府県児童相談所から、現にされていますけれども、市町村への出向とか人事交流、政令市における人事配置、または兼務といった方策もあると考えます。

通告のあり方なのですが、確かに法文を読みますと、受けた児童相談所が「市区町村に安全確認調査を依頼することができる」というふうに書いているのですが、それはやはり主として受けたところが責任を持って依頼を行い、その結果をもとに、通告を受けたところがまた判断して、その後の対応を行っていくという枠組みを超えていないかと思っていますので、ここは「通告窓口を置いた機関が必ずしも安全確認調査を行わないのもいいのだ」という仕組みを何らかの形で明記してほしいと思います。

なぜ、そうなのかという理由です。何回か前のワーキンググループでも言いましたけれども、泣き声通告であるとか、面前DVとか、市町村が膨大に情報を持っているわけですから、そこが安全確認調査を行うなり、その後の対応を行う方が絶対いいわけなのですが、そういったミスマッチ問題が多数発生しているということも背景として明確にしていきたいと思います。

もう5分なので、次のページに行きますけれども、私はこの何回かの議論の中で、

やはりスーパーバイザーも、職員もそうなのですが、専門職化を目指していくということは明確にしてほしいと思うのです。専門職化を目指していくということと、各自治体における人事サイクルというものはどうしてもなかなか両立しないところがあるわけなのですが、どうしても我々は人事当局の人事サイクル、ゼネラリストの育成方針に縛られてしまうところはあるわけなのですが、やはり子どもの命、子どもの権利を守るという観点からいくと、児童相談所の職員は専門職という立場を優先するということが重要であり、そのことを国として明確に示していただきたいと思えます。

ただ、どのように専門職化に進めていくのかという議論は確かにまだ不十分というところはあるのかなと思います。きょうと次回でそこが明確なものができるためには、今から熱心に議論しないといけないのかなと思うぐらい、まだまだ十分ではないかなと思いますので、ぜひ、このプロセスについて、専門委員会を新たに設置していくことが必要かなと。

同じようなことは実はイギリスでも行われていまして、この下にあるものは子どもの虹情報研修センターの増沢研修部長の書かれたパワーポイントからの引用なのですが、御存じのように、イギリスでも虐待死亡事件はたびたび発生していまして、そのたびに様々なレポートが出されてきます。日本と同じような議論がされているわけなのですが、やはりソーシャルワーカーの質を上げていくのだという委員会が複数立ち上げられ、8年、10年かけて一定の報告がなされていった。やはりこういった、本当にどのように専門職化、または機能の高い専門職を育成していくのかといったことを真剣に考えていく必要があるのかなと思います。

そのプロセスにおいて、国家資格化は本当に有用な選択肢というふうに私は思いません。前回まではその辺が明確にはまだ表明しておりませんでしたけれども、長期的なスパンで目指していくということ、意見を言いたいと思います。

また、宮島先生はいろんな意見を持っていらっしゃると思うのですが、確かに時間的な余裕はないというのもそうなのですが、長期的なスパンで現在の児童相談所の職員の現状を踏まえた上で専門職化を目指していくためには国家資格が必要ではないかと思っています。

次のページには、イギリスの現状を書いております。これも本当に短い時間でザクッと紹介しますけれども、イギリスで様々な虐待死亡事件が起こりまして、日本と同じように、マニュアルであるとか、様々な方針が出されているわけなのですが、そのことによって児童相談所職員自身が窒息状態になってしまうということがイギリスでも起こっていたわけなのです。

これを打開するためにつくられたものがムンローレポートで、多分、松本先生とかはより詳しいのではないかと思いますので、後で補足してほしいと思います。ケースに沿ってしっかり考えていくという専門性。AIの話もありましたけれども、やはり基本的にはマニュアルとかルールでなくて、ケース・バイ・ケースの専門性のもとにアセスメントを行っていくようなものをつくっていくべきではないかと思っています。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

では最後に、宮島委員、お願いします。

○宮島委員 ありがとうございます。

宮島の提出意見は資料の53ページからになってございます。私の意見そのものは54～57ページです。

そのほかに、別添資料として2つつけさせていただきました。1つは約1週間前にマスコミの報道が幾つかございまして、それを全部載せるわけにはいきませんので、3カ所のものを転記して載せさせていただきました。

もう一つ、これはワーキンググループの山縣座長への意見書という形で、日本社会福祉士会、MSWの団体、精神保健福祉士協会、日本ソーシャルワーカー協会、また、ソーシャルワーカー人材を育てる学校連盟の連名で提出された意見書の写しを添付させていただきました。私の方にも、今までの意見等を踏まえてこういうものを出すということで日本社会福祉士会の方から教えていただきましたので、それをつけさせていただきました。

では、説明をさせていただきます。

私の意見は大きく3つに記してございますけれども、1つは全体的なことについて述べています。それが項目1です。

項目2は民間委託について、ちょっと気をつけなければいけないことがあるというふう感じておりましたので、それをまとめさせていただきました。

3つ目としては、人材育成のことについてまとめさせていただきました。

順次、述べさせていただきます。

まず、全体的なことですけれども、私も奥山先生と同じように、このまとめ案のことについて知った時にはびっくりいたしました。きょう議論するということであるにもかかわらず、そこで議論する前にマスコミが報じた。その報じたことについて、まず驚きましたし、その内容についても驚きました。

内容について驚いたところが特に2点ございます。そこはまさに、この取りまとめで注意しなければならないことだなど。この報道があったので、改めてそれが浮き彫りになったということで、ある面、よかったなと感じております。

1つ目は、書きましたけれども、NHKの報道で、児童相談所のあり方に関する報告書の素案をまとめましたということが書かれております。これまでの議論では、もちろん、児童相談所のあり方について議論してまいりましたけれども、児童相談所のあり方を議論すればするほど、市町村のあり方が大事だ、市町村が大事だということが繰り返し述べられてきました。

ここにお名前を挙げて失礼だったのですけれども、御了解を得ずに挙げてしまって申し訳ありませんが、松本副座長が順番を変えられないのかという問い合わせ、提案もあったほど、市町村が大事だということが語られていたにもかかわらず、報道は児童相談所のあり方というふうに述べられている。これは誤解を生じる。やはり児童相談所のあり方が大事だけれども、それを考える上でも、またそれ以上に地域の相談支援体制を構築していくためには市町村を中心とした地域の支援のあり方が大事なのだということがちゃんと明確になるような報告書にしなければならないと感じております。

きょうは先ほど事務局の方から御説明いただきまして、改めて読んでみればバランスのとれた内容。また、私、真剣に議論してきたつもりでおりますので、それがちゃんと取り上げていただいているという面で、またバランスがよく取り上げられている面では高く評価しておりますけれども、これは誤解されないような出し方をいま一度考えないといけないのではないかと思います。

具体的に言えば、報告書のまとめの中に、1つ目については「児童相談所の業務の在り方」というふうに書いてありますが、中身は児童相談所と市町村等、地域における子ども支援体制のあり方について書かれているわけですから、この四角については「児童相談所の業務の在り方」ではなく、今、申し上げたような表記にした方がいいと思います。

そのほか、少し精査して、誤解が生じないようにできるものがあれば、それについて検討していただきたいと思います。

2点目ですけれども、イに記したことなのですが、やはりマスコミ報道では支援と介入という言葉が躍っております。支援とは何か、介入とは何かということをきちんと整理して、また理解した上で議論しないとおかしな方向に行ってしまうということで、委員の皆さんがどのような意味で使っているかということの確認もあつたぐらい大事なことです。これが明確になっていないと、おかしなことになってしまうと思います。

介入という言葉は少し整理されて、先ほど奥山委員も保護機能という言葉をずっと一貫して使ってくださいっていらっしゃいました。この辺が大事である。

一方、支援についても非常に平板な捉え方が生じやすいと思います。虐待をしてしまった、あるいは生じてしまった保護者・御家族の抱える問題は非常に複合的なものですので、やはりその支援についても複合的で多面的、包括的なものでなければなりません。そのことがきちんとわかるようにしておかなければいけないと感じております。

その点で、まだ少し表記の中で曖昧な部分があると感じます。一つ一つ申し上げると時間がございませんので、資料の方をご覧いただきたいと思うのですが、このあたりが誤解されないような書きぶりの工夫は少し必要なのではないかと思います。

では、2つ目の民間委託のことですが、これについてもちょっと誤解が生じると思います。

受付業務と安全確認業務というものがありますが、例示されておりますけれども、電話受付業務ですか。失礼いたしました。これについて、やはり受付こそが大事だということで、そのような研修をきちんとしろということも述べられていますので、このあたり、一番重要な相談受付。これが簡単に外出しできるのだというイメージを持たれないように、少し記述の修正が必要だと思います。

また、安全確認についても、行政機関としてきちんと通告があったことを述べて、そして網羅的にいろんなことを聞かなければならない事案と、やはり子育て支援の方からそのサービスの情報提供や利用を促進するようなアウトリーチ的なアプローチが必要な事案とあります。後者のものをちゃんと取り分けた上で、それは児童相談所の責任のもとで取り分けて、それを民間委託するということはあるだと思いますけれども、前者のものまで民間委託できるかのような誤解が生じないような表記が必要であ

ろうと思います。

3点目、最後ですけれども、人材育成についてです。

基本的にお聞きしますと、やはり中身は同じなのだなど。きちんとアセスメントをして、子どもの権利擁護を大事にして、子どもを守ることができる人材を育てなければならないのだという認識は同じだと感じました。

私が一番危惧するのは、資格さえつくればいろんな問題がするするというふうに解決するような受け取り方になることを一番危惧しています。社会福祉士という資格ができて30年たって、やっと定着してきました。これだけ時間がかかって、国家資格をつかって定着して現場に配置するまでには時間がかかります。そのことも考えないといけない。

先ほど藤林先生が、長期的なスパンで考えなければいけない問題だというふうに言ってくださいました。やはりつくればすぐに問題解決するものではないということ踏まえた上で、今の子どもたちを守るために本気で何をすべきかということを考えて取り組むべきだと思います。

ぜひとも、日本社会福祉士会やソーシャルワーク団体が本気で出してくださっている意見書ですから、これについてもぜひともご覧いただきたいと思います。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。一通り、書面で意見をいただいた方々についての補足的な説明をいただきました。

いつもと同じように、どこかで休憩を挟みたいのですけれども、後段では少しポイントを絞って、特に意見が分かれているようなところを抽出して、それぞれの意見交換をして、最終取りまとめをどんな表現にするかのイメージづくりをしたいと思うのですが、その前に、今までの総括的なところで結構ですので、少し自由に、16時半ぐらいまで、特に御意見をいただかなかった委員についてコメントをいただけたらと思います。

何かありますか。

○浜田委員 進め方についての確認なのですけれども、きょうが最終回ではないということですね。それで、きょうは言ってみれば、報告書全体について行けるところまで行って、その後は次にというイメージでしょうか。要するに、論点を分けていくのかどうか。それを分けるとするならば、きょうはどこまで行くのかというあたりの頭づくりをさせていただければと思います。

○山縣座長 今、私の中にある、座長代理と話をしたものは、できたら、きょう、あらゆる角度から意見をとにかく全部のところについていただく。それについて、事務局の方で、その意見を踏まえた必要な修正をいただく。これは書面も口頭の意見も含めてで、そのものを事務局と座長代理で確認して、各委員に送付させていただく。

それについて、ここから先は皆さんの意見が欲しいところになりますけれども、次回までに素案に対する、一般的なコメントではなくて、ここをこう変えるべきだ。既に幾つかの方がやられているような、ああいう作業で見え消し型で修正をいただく。それをもって必要なところを一部修正しながら次回の会合、次が最後ということで、また日程調整をするような問いかけをさせていただきますが、その日程調整に従って、

そこで委員の意見を踏まえた事務局の修正案をもらい、できたら、その段階で、次回のところではほぼ確定、もしくは座長・副座長預かりぐらいのところまで行くことができたらというイメージで今は据わっています。

どうぞ。

○奥山委員 可能ですか。きょう1日で、もう2時間しかないわけですね。本当にあと2時間で、この論点をみんなで議論できるのですか。

○山縣座長 一本化するというふうなことであるならば不可能だと思います。しかし、もうかなり意見が出ていて、分かれているところを、多数決をとるわけにもきつと、こういう委員会のスタイルで私はやるべきではないと思いますので、今のようにこういうふうに分かれていますという事実は書く。それに基づいて、一定の方向性で共有できるところまで書くという、そこを今、目指しています。

○奥山委員 そうすると、両論併記もあり得るということですね。

○山縣座長 そうです。

○奥山委員 それは確認しておきたいと思うのですけれども、この素案は一本化した書き方になっているのです。一本化されてしまうと、先延ばしでいいという結論になってしまう。やはりこうあるべきというものと、それに対してこういう代替案が出たみたいなことは書いておくのは必要ではないかとは思っています。

○山縣座長 最後はそういう形でいくしか、今までの経過から言うと、これを例えば3回延ばしたところできつと同じ形ですと並行の議論になるだろうと思っていますので、対論的なものがある場合で、委員の中で一定、了解が得られるならば、対論として記述することは可能ですけれども、ある委員が言ったから、即、それを全部入れるわけにもいかないと思っています。

どうぞ。

○奥山委員 もう一つ、先ほど私がお話ししたように、例えば藤林先生の資格化の問題にしても、時間がかかるといって、50年、100年かけていいわけではないわけですね。やはりどこかで期限というものを切っていかなければならないと思うのです。その期限をこの中にきちんと入れるべきだと思うのです。それを議論していたら、きょうでは終わらないかなと私は思っているのです。

○山縣座長 ここは今、私と議論しても仕方がない部分があるから、もう一回、委員の意見をいただかないといけないのですが、例えばという例で今、資格化と言われまされたけれども、今までの各委員の議論で言うと、資格化で決まっていけないという受けとめ方です。特定の資格にすべきだという意見もあるし、今の研修とか、そういうものでいいのではないか。研修の強化、あるいはその評価というところでもいいのではないかという意見もあるところですから、資格化するという大前提で皆さん方が言っていると私は思っていないのです。

○奥山委員 だから、両論併記であっても、資格化を何年以内にはすべきという書き方をすべきだと私は思うのです。それではない意見もあったのだったら、それではない意見は併記するにしてもという意味です。

○山縣座長 そういうふうにしたい。年数を入れることについても各委員の意見でやればよいということです。

○奥山委員 では、それに対して、全部年数を私が全部入れていって、意見を出せということですか。

○山縣座長 必要な方は入れてもらえばいいですし、ただ、それが先ほど言いましたように、通るわけではありません。あくまでも、ここで決める。

○奥山委員 ただ、そういう期限を切ることに対しての意見はやはりみんなで議論すべきではないですか。

○山縣座長 はい。では、それはやります。

全ての箇所に入れるか、必要などころについてのみというふうになるかは別にして、期限を区切るべき必要があって、しかもそれが基本的には多数派形成しているという、かなりの方が意見が一致していなければ、それこそ誤解を生じることになりますので、数字とか目標年自体は非常に社会的な関心が高いところだと思いますので、書きぶりについては各委員の意見を聞きながらまとめていけたらと思います。

どうぞ。

○宮島委員 今のことについてですけれども、私自身、自分がソーシャルワーカーだと思っておりますので、理想を高く持つこととリアリストでなければならないということの2つをどう折り合わせるかがとても大事だと思っておりますが、数字を入れることが、勢いがいい数字を入れれば勢いはよく見えますけれども、実現ができなければ何の意味もないということです。裏づけがないものをただ入れるということがあっては、それは安易になると思いますので、きちんと裏づけを踏まえて、入れられる数字は入れるべきだと思います。

ただ、裏づけもないところで勢いのいい数字を出すことはかえって弊害を生む。この辺を注意しなければいけないのではないかと思います。ですから、そのことも含めて検討していただいて、合意できるものは入れるということではいかがかと考えます。

○山縣座長 どうぞ。

○井上委員 今、宮島先生の言われたことについて、私は少し反対があるので、お話しします。

実際に必要なものを検証して出すことは、私も現場におりますので、本当に大事だと思っております。今回、やはり28年度の児童福祉法改正法があった後、子どものために今、必要なことは何ができるのかということを中心にきちんと出して、そして、それをもってして、現時点ではこういう理由でできないということを出す。その時に、私自身もそうなのですけれども、現場の状況を見過ぎてしまって、これを出してもできそうにないので引っ込めるといふ形にすると、やはりいつまでたってもそこは進まないということが起こるのではないかと思います。

藤林先生も言うていただきましたイギリスの状態にしても、いろんなほかのところでも、最初の3年間ぐらいは本当に苦しいのですけれども、エイヤッという形で、ある程度、パーセントを出して、そして考えていって、こういう方向でと進んでいながら、毎年、それを検証して、こういう状態で進まないの、ここはこう変えましょうという形で、やはりきちんと出していっているのです。

ですから、やはり述べ方としてはそういったやり方が一番大事なのではないかと思いたしましたので、その点だけ先に言わせていただきました。

○山縣座長 どうぞ。

○宮島委員 申し訳ありません。誤解をされているのではないかと思ったのですが、私は理想を持って、同時にリアリストである。この2つをどう両立させるかということが大事であって、現状だけを見て妥協してグズグズになることがいいというふうには全然思っておりませんので、そのあたりは誤解がないようお願いしたいと思いません。

○山縣座長 どうぞ。

○松本座長代理 どのような形で期限を入れるのか、入れないのかということ自体がこの場の重要な議論だと思います。

経過としては、この素案にもありますように、松原委員会からの報告があって、28年改正があって、改正をもうちょっと具体的にどういうふうに進めていくかということでビジョンでの議論がいろいろあって、ワーキングがあって、そこで法改正で残った宿題について、ここでやっているというのが皆さん了解の経過であると思います。

期限については、ビジョンのところでかなり細かいことが書かれています。その後で出る報告書で、それを受け継いでいくのか、それとも、そのところは一部修正するのか。それはそれとして置きながら別のものとして出していくのかということは、この報告書の位置づけとして明確にしておかないとまずいと思いますので、一旦、期限ということと言いますと、ビジョンのところで出ているものをどんなふうに、どこを引き継ぐのか。ビジョンはビジョンとして、それは発して、ここではそこにはコミットしない形で別の何かをするのかということだけは確認して、書くなら書く、書かないなら書かないとしない混乱をするかなとは考えています。

申し訳ないですけども、これは委員としての意見です。

○山縣座長 繰り返しますが、皆さんのある程度の合意が得られたら、期限とか目標値は当然書く。しかし、そこに至らないものについて書くことについては慎重に議論したい。基本的にはそういう考え方を先ほど説明したつもりなのです。

そういうことでよろしければ、今、ここで即、一個一個について議論はできませんので、皆さんの方からむしろ素案をいただいて、それを確認しながら、残すか、残さないかという方向で進めさせていただいたらありがたいと思います。よろしいでしょうか。

では、全体の流れにつきましては、そういう形にさせていただきます。

議論しているうちに結局、あと1時間半になってしまいました。ちょっと頭を冷やさせてください。16時半まで12～13分ですけども。

どうぞ。

○相澤委員 この（対応）というところで1からずっと出ていますけれども、すぐやらなければいけないような、例えば研修みたいなものは短期的な目標なわけですね。それはそれとして、きちんと位置づけて、短期と中長期がまざっているの、すごく混乱するかなと。

要するに見せ方としては、短期的な目標は短期的な目標できちんと、これは間髪入れず、すぐやるのだと。それに対して、例えば資格化みたいな中長期的な問題はきちんと検討して考えていくのだというように、分けて書いた方がわかりやすいかなと思

います。

○山縣座長 先ほどのものを若干修正させてもらって、先ほどは数字の話で議論してしまいましたけれども、数字以外のやり方もあるということですね。レベルを変えていく。短期、中期、長期という形で、そのイメージを、早目に目標を達成すべきものがわかりやすいですね。了解しました。

では、井上委員から、先に手が挙がったので。

○井上委員 済みません。今回、文書を準備できなかったのもう議論が進んでいきましたので、ちょっと言いにくくなったのですけれども、その前の段階での自分の意見として述べたいと思います。よろしいですか。

今回、この素案を読んで、きのう届いた構成員の資料を読んで考えたことを述べます。

1点目は、このような報告書を作成する場合、何度も皆さんの意見で出たのですが、各委員会やワーキングで報告された考えとか表現のうち、やはり重要な箇所は、奥山委員とか藤林委員が訂正・追加されているように、明確に文書内に書き込むべきだと思いました。実際に中を見ましても、書いてあるところは書いてあるのですが、さらにきちんと書かなければいけないところもあると思いましたので、そのことを言いたいと思いました。できているところと足りないところもあるのですけれども、奥山委員と藤林委員の指摘のところに関しては大事だと思いましたので、そこを考えていただけたらと思います。

2点目は、藤林委員の素案訂正文の構成員資料42ページ、上から7行目のところに見え消しであるのですが「各地域の実情も踏まえた評価の枠組みが必要」という表現は、各都道府県や市区町村行政にとって何とでもとれる表現になるのです。実際、私たち、いろんなところでお話を聞いておりますと、この文章があると皆さん意見がばらばらになって、スーッと避けてしまうようなところがありますので、この藤林委員の赤文字加筆の後に、あるいは別掲でもいいので「各地域の実情も踏まえた評価の枠組みが必要」の意味は下記のような意味であるなどと銘打って、考え方の説明文の記載が必要と考えました。

そして、具体的には以下のように考えます。「その際、都道府県ごとに児童相談所の配置数や業務内容の詳細に違いがあることは認知しているが、子どもの権利が守られることを目的として考えた場合、地域差は関係なく、必要なことはまず明記すべきである。現時点でかなわない時は、都道府県・市区町村はその理由を明確にし、それにかわる代替の方法を準備する必要がある。それで、上記理由が改善した場合は、速やかに改善案に移行する」などの追加文があるとイメージがしやすくなるのではないかと思いますので、そのことを追加させていただきました。

済みません。時間をとりました。

○山縣座長 では、奥山委員、どうぞ。

○奥山委員 私、期限のことだけで数値を言っているわけではないので、例えば子ども家庭支援拠点の設置を進めるといっても、目標がなさ過ぎるでしょう。期限もありますけれども、いつごろまでに大体何%ぐらいという目標をやはり立てるべきでしょうということを行っているのであって、ただ、これをいつまでにやりますというだけ

のことを言っているわけではないです。

○山縣座長 では、ちょっと休憩させてください。

時間は先ほどの話のように10分ぐらいで、16時半ぐらいに再開できたらという感じで休憩します。

(休憩)

○山縣座長 では、16時半になりましたので、再開したいと思います。

先ほど言いましたように、幾つかの確認すべきこととか、それぞれの委員の意見が主に分かれているところを中心に御議論をいただこうと思います。

まず、第1点は言葉の問題で、この言葉で言っているかどうかの中身の確認をちょっとさせていただこうと思っています。

2ページのあたりに少し例が出ているのですが、書き方として「危機介入機能」と「支援機能」。説明は若干、そこに外出しでしてありますけれども、基本的には今まで初期対応とか、いろんな言葉を使っていたが、この2つの言葉を核にする。その中身について、特に修正の必要があるならば、皆さん方の御意見を示していただけたらと思っています。

では、奥山先生が早かったので、先にどうぞ。

○奥山委員 私自身は、やはりチャイルドプロテクションという意味では「保護機能」の方がいいと考えています。それは保護機能は必ずしも危機介入ではないかもしれませんが、危機といってもいろんな段階があります。すごく最初の予防的な形でも分離が必要という場合もあります。更には分離だけではなく、「保護」が必要な状態を指すのだと思うのです。

ただ問題は、やはり児童福祉法のこれまでの流れを考えると、児童福祉法ができた時の「保護」というものがどうしても浮浪児の保護というところからスタートしているので、保護機能というと、今の虐待の「保護」とそちらの「保護」の違いが明確にならない危険性を持っていることです。そこところがデメリットではあるかもしれませんが、チャイルドプロテクションというのは国際的にも虐待等からのチャイルドプロテクションなので、それでよいのではないかとはいいます。

それから、支援機能というと、何か支援を全て児相がやっていくような感じになってしまいます。先ほど言いましたように、何でもかんでも相談は全部受けます、支援は全部しますみたいな形でやっていく時代ではないと思います。支援機能というより支援をマネジメントする機能は28年報告書に戻って用語を使っていた方が28年報告書との整合性もとれるのではないかと思います。

ちょっと話が違うのですけれども、先ほどの宮島先生がおっしゃったように、私も何でメディアが先に知っているのかという疑問を持ったので、事務局にお聞きしたいと思います。「嚴重注意」と書かれているので、私はどうしても必要な意見を他の人に聞く時には、部分的に示して、更に、内緒なのだけでも、どう考えると言って聞いたりしますが、それ以外には絶対、表に出さないようにしているわけです。それが何でこんなにメディアに出てしまうのか。時期的に考えて、事務局が出しているの

ではないかと思っているのですけれども、その辺、わかったらお聞かせいただきたい
と思います。

○山縣座長 では、ここは議論しても仕方がないので、事実関係だけ。

○宮腰虐待防止対策推進室長 少なくとも、事務局の方からマスコミに渡している
ということは当然ございません。我々の方としても、どうしてああいう記事が出たのか
というのは承知しておりません。申し訳ありません。

○山縣座長 とりあえず、この議論で1時間もとって仕方がありませんので、事務
局から出ていないということを信頼するということで進めさせていただきます。

では、戻りまして、今、支援マネジメントと保護機能でいいのではないかという奥
山委員の修正案ということですが、藤林委員、手を挙げておられましたね。

○藤林委員 私も奥山先生と宮島先生の意見には大体賛成なのではございますけれども、介入機
能とか危機介入機能というものはやはり幅が広過ぎて、使いようによってどうにでも
広がってしまう。極端に言えば、養護相談。子どもの保護が必要な養護相談も全部こ
こに入ってしまうわけなので、例えばお母さんががんで入院した、おばあちゃんが見
ていくのが大変なので、相談して、保護しましたというのも広い意味での危機介入機
能なのです。

やはり、ここは何を意味しているのかというのを明確に伝える意味では保護機能と
か、私が前回から使っているような虐待初期対応機能とか、そういった、ニーズがな
いところで発生する児童相談所の業務というふうに定義づけた方がいいのかなと思
います。

○山縣座長 では、浜田委員、どうぞ。

○浜田委員 私は、この用語が特にというふうな意見があるわけではないのですけれ
ども、いずれにせよ、言葉の使い方が私たちのこの報告書でこう使われているのだ
ということを物すごくわかりやすく示さないといけないのだろうと思います。

今のところは、初出のところにかくかくしかじかな機能、以下、これこれというふ
うに書いてありますけれども、何だったら、もっと丁寧に、それは脚注に回るのかも
しれませんが、この報告書においては、かくかくしかじかなことをという定義づけの
一文を入れることが結局のところ、一番明確ではないのかなと思います。

あわせて、今の素案では、各委員からも御指摘あったところではございますけれども、こ
れまでのいろいろな報告書が引用であったり、抜粋であったり、要約であったり、い
ろんな形で出てきます。そういったときに、この何とか機能の用語を統一するの
かどうかということも決めておかなければならない。多分、そこで言いかえるのはな
かなか難しからうと思いますので、従前の報告書に出ているものは従前の言葉のま
まで使うということにならざるを得ないのではないかと。もし、そうなるのであれば、
そのこともこの報告書で、引用部分についてはこの限りでないという明示をするのが
明確性の確保のためには有効ではないかと思われました。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

では、宮島委員、どうぞ。

○宮島委員 ありがとうございます。

介入というものは、関心を持ってかかわり続けることだという理解を私はしてまいりました。それで、今までの新聞記事の介入というものは極めておかしな用法である。

それで、保護機能については、先ほど奥山委員がおおむねいいのではないかと。ただ、誤解が生じるおそれがあるのではないかとということでしたけれども、ソーシャルワークのテキストで保護機能と書いてある場合には、命を守るとか、御本人が望んでいないけれども、命を大事にするので、こちらは関与します。そういうことが大体合意されているので、いいのではないかと考えています。

でも一方で、支援機能というものは広過ぎる用法である。支援というものは、例えば治療的なかかわりも必要です。教育的なかかわりも必要です。複合的なニーズを持っているので、例えば住宅が必要だとか、経済的なものが必要だとか、あるいは職業訓練が必要だとか、支援というものは全て含むのです。今までの用法でいくと、支援というものは事情を認めて大変ですねというふうに言う、寄り添うことだけが支援のイメージで語られることが多かった。その辺には混乱がすごくあります。

奥山先生が支援マネジメントと、そのマネジメントの方が単なる支援よりはいいとは思いますが、ただ、やはりいろんなところの用法等を改めて確認して、この児童福祉だけではなくて、とにかく昨今は、包括的な支援を地域基盤でやりましょうというところで支援という言葉が使われておりますので、そういったところの用法もきちんと確認した上で言葉を確定することが必要ではないか。

浜田委員が、ここではこういう使い方をするという部分をきちんと丁寧に記述するべきであると。今までのところではこうであった。そういう説明はもっと丁寧にすべきであって、きょう簡単にすぐ合意は難しいのではないかと考えます。

以上です。

○山縣座長 安部委員、江口委員の順番でお願いします。

○安部委員 安部です。

今、2ページの真ん中辺の危機介入機能ということを言われたのですが、それはそもそも、法律での宿題として残った時の危機介入機能であったと思うのです。

それで、3ページの上から2つ目のポツで「保護機能（調査・保護・アセスメント機能）」と書いてあるのですが、PwCの報告、去年の調査研究で、児相の機能分化を考える時に、介入と保護で分けられないということで、そういう初期対応、初期調査と支援というふうに分けたような気がします。

大事なことは、4ページ目の真ん中ですか。（目指すべき方向性）のところの3行目、初期アセスメントなどを行って、躊躇なく介入できる体制整備が求められているという、ここだと思うのですよ。だから、躊躇なく介入ができる体制整備を求めるということが5ページ目の（対応）の（1）に書いてある危機介入機能も含めたということに当たるのかどうか問題ではないかという気がするのです。

なので、目指すべき方向性も、躊躇なく介入できる体制整備ということ、これを何と呼ぶかということ、それをどう対応づけるかを明確に各都道府県でしてくださいという書き方ではないかと思いました。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

では、江口委員、どうぞ。

○江口委員 最初の9月の委員会でも申し上げたのですけれども、支援というものは市町村が中心になるような、どちらかという予防的な、あるいは地域での包括的な支援をイメージする部分であるのですが、児童相談所がやる支援という部分が、例えば一時保護をしますと、その後、家庭に帰っていく家庭養育支援、修復支援という部分が、これはセット物にしないと現場は回らないです。そうでないと、一時保護をしました。そうしたら、その子どもを本当に地域に戻していくためには児童相談所がかなりきっちり支援的な機能を果たしながら修復をし、これは修復がある程度うまくいくだろうということで地域で包括的なシステムをつくって帰していくという時に使う支援とはやはり質が違おうと思うので、支援機能という言葉が非常にかなり幅広くそのまま使われているので、整理する必要があるのではないかと。

2点目は、児童相談所に与えられている法的権限をわかりやすく言えば33条と27条というものは現場ではありまして、25条通告は要保護児童通告であるというのは徹底的に現場ではずっと話をしてきました。例えば不登校相談でも家庭内暴力相談でも、保護する緊急性が高いケースはかなりあります。そういうことから考えると、必ずしも虐待だけではなく、子どもたちの保護が必要なものをきちんと守っていきながら、そして修復の支援もあわせて行っていくという、このセット物の支援をきちんと何らかの形で、わかるような形で記入していただきたいというのが現場の意見でございます。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

奥山委員、どうぞ。

○奥山委員 今の江口さんのお話は、まさに保護機能、つまりチャイルドプロテクション側の機能なのです。チャイルドプロテクションをして、その支援マネジメントをしていくということなのです。

今の児童相談所は障害相談とか、そういうものまで全部やっているわけです。おっしゃるように、不登校の中で保護しなければならない子どもは児相がやる。それは、保護機能の一つですので、それでいいのですが、では、全ての不登校を児相が扱うのか、その他はどうするのかという問題があります。例えば、障害相談に関してなのですが、私、障害相談、特に手帳の発行に関しては児童福祉法のどこかに書いてあるのだろうと思ったら、書いていない。

それで、どこに基盤があるのか、よくわかっていないのですが、それに関しては何で児相がやらなければならない状況になっているのか。どなたか教えていただけませんか。

何でこんなことを言っているかという、今、あるところの児童相談所を作るところにかかわっているのですけれども、手帳を出すところは県であって、その児相は県ではありません。県の方から心理検査から何から全部、児相でやらなければならない受け付けませんと言われてしまったのです。そうすると、児相で全部やらなければならないくて、民間に委託とかはできないのです。それはどこにどういう根拠があるのか、誰か教え

てくれませんか。

要するに児童相談所を軽くしてあげるといふ、現在の児相にとって非常に重要なことなのです。障害の相談を何とか外へ出していきたい。出していった方がいいのではないかと思うのですけれども、その辺をどうしていったらいいのかというところも考えなければいけないかなと思います。

○山縣座長 ここでそこまで議論をするのは。

何か根拠はありますか。

○宮島委員 到底、奥山委員に教えることなどできませんけれども、ちょっと気をつけなければいけない部分が1つあると思いましたが、手を挙げさせていただきました。

新しい養育ビジョンでも、社会的養護の児童養護施設とか乳児院だけではなくて、障害児施設もきちんとカバーしなければいけない。障害を持っていらっしゃるお子さんたちのことを社会的養護としてきちんと扱わなければいけないというお話になったと思います。

児童福祉法上、障害児施設は一部、契約の方を基本にしたわけですがけれども、やはり障害を持っていて、実質的に養育できない、あるいは虐待を受ける。場合によっては、虐待を受けた結果、重い障害を負って、それで入所するということが出てきているわけですよ。だから、障害相談そのものを児相から外してしまうやり方はあり得ないだろうと思います。

ただ、おっしゃるように、児相を軽くすることはとても大事で、障害相談の中の必要な、ほかのところでもむしろお願いしていただいた方が効率的で、かつ当事者の利益にもなるというものは外出しすることは可能ではないか。

今、申し上げたかったのは、障害相談を全部外出しすることはあり得ないのではないかとということです。

○奥山委員 いや、私は「障害相談」という枠組みを外だしすべきと思っています。障害の中で要保護性のあるものは要保護相談として受ければいい。要保護性があれば児相の問題ですけれども、普通の、要支援性も要保護性も全くない障害に関して児相が抱える必要はないでしょう。

○山縣座長 ここは今、やり始めたら、いっぱい言いたいことはありますけれども、この報告書にきつとなかなかそこまで書くようなストーリーになっていない。

○奥山委員 いや、私は児相改革として非常に重要だと思っています。

○山縣座長 今、余り議論していないので、一気に入れると、また丁寧に議論しないと。

○奥山委員 だから、相談という中、支援という中にどこまでを含めるかということに関連して重要な問題だと思っています。

○山縣座長 それはそのとおりだと思います。

いいですか。療育手帳のことがきっと中心だったと思うのですが、療育手帳自体がもともと法律の行為でないので、療育手帳の発行についてという通知の中のどこかにたしか書いてあったような気がします。

○奥山委員 通知ですか。

○山縣座長 通知です。

どうぞ。

○宮腰虐待防止対策推進室長 今、座長から御説明いただいたように、療育手帳自体が法律に基づく手帳ではございませんので、通知に基づいた手帳ということになってございます。そういった意味では、療育手帳の発行という形で法律上規定があるものはないです。手帳そのものが通知に基づいて発行しておりますので、児相で行っている業務は今、まさに御議論があったように、障害相談の中の一環として、療育手帳の判定の業務ですとか、そういうものを行っているたてつけになっているということでございます。

○奥山委員 済みません。その通知の中には、児童相談所でやりなさいと書いてあるわけですか。

○宮腰虐待防止対策推進室長 申し訳ありません。実はその所管は障害部の方になっておりまして、今、手元に通知そのものを持っておりません。

○山縣座長 今のところについては、危機介入機能よりも保護機能という言葉が適切ではないかというのが複数意見が出ていたこととか、支援マネジメントについても同様の意見が出ていますので、そこも含めて、基本的には私は浜田委員のやり方しかないのではないかと正直思っています。この報告書ではこういう定義です。それから、ほかのところで使われた引用型のものは変えることはきっと不可能なので、その人たちが使っている言葉だから、それは変えてはいけなはずなので、この報告書の中では、できるだけ定義をして、今回も2ページ目のところに一部、括弧をつけて説明していただいたのですが、もう少し必要な、今後について同じような手続をするということで御了解いただけたらと思います。

次に、今のところで大体、ここは大きなずれがないのですが、今回のワーキングの会議のプロセスの中で何回か繰り返してきたので、一元化ですね。2つの機能の分離なのかどうかということについては、外部型の分離、機関独立型ではないというイメージの意見が多かったものですから、基本的にはそういう方向でまとめていますが、これはそれでよろしいでしょうか。

どうぞ。

○藤林委員 だから、児童相談所内部で機能分担してもいいと思うのですけれども、自治体によっては、それは外部もあり得るのではないかと思うのですよ。

だから、イメージとしては小さい児童相談所があって、市町村があって、児童相談所がいわゆる、ここでいうところの介入型を行って、ある程度の支援の枠組みをつくって、それを全部、送致なり指導委託というものもあり得るのではないかと思います。そこはバリエーションとして残しておいた方がいいのではないかと思います。

○山縣座長 そこは今でもそうなっていると認識しているのですけれども、違うのですか。全部、児相が担っているという、そんなことはない。

○藤林委員 いや、実際は、今、江口委員が言われたみたいに、児童相談所が直接支援しているケースもあれば、指導委託や送致を行っているところもあるわけなので、だから、今後、この28年法改正の趣旨を酌んで、児童相談所はいわゆる初期対応だけしかないというところも出てくると思うのですよ。だから、それはないというまと

め方はしない方がいいのではないかと考えています。

○山縣座長 どうぞ。

○奥山委員 この前お話ししたように、例えば児童相談所を5つ持っていたら、1つを何か支援の中心にして、ほかを介入という形で置いていくことだってできないわけではないので、それがどうか、いいのか、悪いのかの議論は別問題として、1つの組織の中で分けるということだけではないと思います。

○山縣座長 だから、そういう意見が多かったということだけを言っているのです。少数意見もあったことは間違いないので、それは書いてありますから。

江口委員、どうぞ。

○江口委員 児童相談所が地域の市町村と双方向の関係をつくって、包括的な地域の支援体制の、児童相談所がその一端を担うということから考えると、それを大阪府でしたら、どこか1カ所に（通告窓口を）作るということは、私は逆行すると判断します。

やはり自分の管轄区域の市町村ときっちり関係をつくりながら、この間も御報告しましたが、事案送致というシステムが既に徐々に機能し出しているので、これをきっちりやっていく形が非常に重要で、それから、一旦集約した通告がもう一回、市町村の情報からとり直すということを繰り返していくことの時間的なロス是非常に大きく、明確にあると理解していますので、かなり現場の職員とも意見交換しました。リアルタイムに市町村と電話を横でしながら、こっちは保育所と電話をしながら、一挙に10分ぐらいでアセスメントをしてしまうという、このスピーディーさに逆行するような形で作るのは、私は反対と考えています。

例えば一時保護をした後、すぐ支援に市町村と走るという形も地域では生まれてきていますので、ここはいろんなやり方はあると思います。ただ、児童相談所は別の機関などに、また別の場所に（通告窓口を）作る形については、私は余り機能しないのではないかと考えます。

○山縣座長 奥山委員、どうぞ。

○奥山委員 前から言っているように、チャイルドプロテクションの機能とガイダンスの機能を本当に一つになっていることのデメリットは結構あるわけで、そこを分けようと思ったら分けられる。だから、江口さんのところに分けなさいというのではなくて、分けようと思ったら分けられるという、その枠組みをつくってほしい。分けたところは分ければいいではないですか。

○山縣座長 それはそれでいいのではないですか。

○奥山委員 そう思うのです。だから、一気に全部が全部同じというわけではないということではないですか。だとしたら、今の形では児童相談所は全部、これとこれとこれとこれと、全部やりなさいという形になっている。そうではない形にしてほしいということだと思うのです。できるようにしてあげてほしいのです。

○山縣座長 宮島委員、どうぞ。

○宮島委員 實際上、私は今、私が知る範囲ですけれども、児童相談所にかなりの数、事例検討等でお邪魔して、また、市町村にもお邪魔して事例検討等に加えさせていただいておりますが、ほとんどの児童相談所はチャイルドプロテクションセクションに

なっているというふうに思います。

また、市町村も実はその機能が非常に大きくなっていて、従来からのイメージの支援というものではなくなっている。市町村の児童福祉所管部署は虐待対応部署になりつつあると思います。今、そういうふうなあり方になっているという認識で、それだからこそ、気をつけなければいけないのは、それに特化しろといった場合に、先ほど江口委員が言ってくださったように、一時保護した子どもを帰すためには丁寧なかかわりが必要であるにもかかわらず、一時保護のような緊急対応はいつでもするからという前提で、自分たちは一時保護が必要になった時だけ動くから、あとは全部市町村にやってくださいみたいな、そういった間違っただけ運用が生じることに気をつけたいといけないと思います。

特化するということを言った時に、今、一番強化すべきは、子どもを守るためにきちんと丁寧にかかわる。それで、また即座に対応するという方向性になればいいのですけれども、この従来から言っている支援と介入を別にして、介入だけをやる。言葉は違いますが、一時保護だけやる、入所だけをやる。それで、かかわることはしない。そういう運用が生じないように、十分配慮してまとめないと危険だと思います。

○山縣座長 どうぞ。

○奥山委員 当然、保護機能があったら、それは例えば福祉司指導であってもそうだと私は思うのです。行政処分したら行政が、したところが責任を持たなければいけないわけです。そうだとしたら、その機能は全て当然、児童相談所（名前を「児童保護所」などと変えた方がいいのかもしれないですけれども）の機能とせざるを得ないと思います。だけれども、今の法律の中では、児童相談所は何でもやりますと答えざるを得ないようになっていっているところが問題だと思っているのです。

○山縣座長 どうぞ。

○浜田委員 ありがとうございます。

済みません。大変恥ずかしい質問をするのですけれども、今の皆さんの御議論は報告書のどこの記載についての御議論をいただいているのでしょうか。私の頭がついていかなくて申し訳ないので、ちょっと教えていただければと思うのです。

○山縣座長 今、4ページから5ページあたりの議論をしているつもりです。

○浜田委員 ありがとうございます。

4ページに（目指すべき方向性）、その次に5ページに（対応）というところがありますが、そこのあたりの個別の記載というよりは、全体の記載についての御意見と理解してよろしいですか。

○山縣座長 そうです。

○浜田委員 ありがとうございます。

○山縣座長 分離を否定している書きぶりにはなっていないと思うのです。ただ、それが明確に書いていないだけなのです。分離論も意見としては出ていましたから、それは皆さん、大丈夫ですね。共有していますね。

ただ、今、奥山委員の言われるようなやり方にしようとしたら、これは都道府県と運営指針で考えたらいい話なのですが、今、中央と呼んでいるけれども、それは単にセントラルという意味ではなくて、特定のエリアを担当して、かつ中央ということで

すから、都道府県内を完全に地域割りして、その中の一つを中央と呼んでいるのです。

○奥山委員 もちろん、それはわかっています。

○山縣座長 それで、どこかを特定の機能にしてしまうと、そのカバーをどうするかということを考えてやらないといけないので、それはそれでまた、先ほど言った運営指針と都道府県がそういう地域割りを再度検討しますというところで対応してもらえば恐らく問題なくなると思います。

○奥山委員 そうなのです。だから、例えば本当に小さな県で、幾つか支所みたいなところがここにありますがだけのようなところもありますし、そういう中で支所が全部、2つの機能を持っていくのかということもあるわけです。そういうところを考えても、いろんなやり方ができるようにたてつけをしてあげた方がいいだろう。だから、やりたくない、うちはこっちの方が絶対うまくいくなら、それでもいいかもしれないけれども、そうではないところが、やってみたいというところができるようなたてつけにはすべきだろうと思うのです。

○山縣座長 それはきっと、そんなに意見が分かれていないような、そういうふうには私は理解させていただいて。

○奥山委員 いや、それは機関分化でもできるようにしましょうということなのです。

○山縣座長 全く別の機関を作るということですね。

○奥山委員 はい。だから、さっきおっしゃったように、中央は大きいから2つに分けてしましましょうというものをやりたいのだったら、やれるようにしておいてあげればいいのではないですかということなのです。

○山縣座長 それはちょっと考えてみましょう。今、ぱっとイメージが出てこないのです。

○浜田委員 座長、もう一回よろしいですか。

○山縣座長 どうぞ。

○浜田委員 奥山先生、例示になるかもしれませんが、例えば今の御意見、中身的には私も賛同なのですが、報告書のどこに何かを加えるというイメージでおっしゃっていますか。それとも、何か逆方向だから間違っているという御指摘でしょうか。追いつけていなくて申し訳ないのですが。

○奥山委員 どこかに私、自分の修正文には書いてあるはずなのです。

○山縣座長 どうぞ。

○藤林委員 多分、5ページの(1)の1のところ、文章としては児童相談所の中での部署分けや異なる職員での対応の機能を分けるというふうになっているので、基本的には児童相談所内部だけを想定しているけれども、場合によっては児童相談所がいわゆるチャイルドプロテクション機能に特化し、その後の支援マネジメントをしますけれども、その後の具体的な支援は市町村なりが行っていくということも認めますみたいな、そういうものもあってもいいのだというのが。

○山縣座長 だから、それが今、認められていると思っているのです。

○藤林委員 いや、それが入っていないので。

○山縣座長 むしろ、今、奥山委員が言われたのはそうではなくて、都道府県と市町村の関係ではなくて、児童相談所の中でということですね。

○藤林委員 いや、そういうものもあっていいと思うのですよ。そういうバリエーションも。

○山縣座長 だから、そういう表現を方向性のところで一般的に書くか。対応策になると、かなり具体的になってくるので、どこに書けばいいか、微妙なのです。

○奥山委員 いや、1のところ言えば、私が「保護機能」と書いたので、前後の繋がりに混乱があるかもしれません。もともと「介入と支援の機能」などという書き方自体、どこから出てきたのかと思いますが、例えば「保護と支援マネジメントの機能に応じた機関の分離や部署分け」というふうに、そこはどちらでもとれるようにすればいいのではないかと思います。

○山縣座長 それは今までの議論とそんなにずれていないような気がします。奥山委員の表現でも。

江口委員、どうぞ。

○江口委員 1つは、政令市の場合については市町村機能と児童相談所、都道府県機能が同時に設置されていることから、情報が双方向に既に行われているところがございいます。ただ、都道府県の場合については管轄の市町村との関係がさまざまございいます。それで、児童相談所の機能と市町村が持っている機能を双方向にマネジメントすることが非常に重要であることから、児童相談所の組織体を基本にしながらかけていく方が都道府県の児童相談所としては非常にわかりやすいという趣旨を少しお伝えしたかったということです。

○山縣座長 ありがとうございます。

もう一つ、進めていいですか。今と同じような委員の意見の分かれ方がしているのは弁護士の配置ではないか。そこについての御意見を。

どうぞ。

○奥山委員 浜田先生の御意見なのですけれども、私は別に常勤弁護士が1人いたら全部、どこの児相でもやれるとは思っていないし、逆に言ったら、そんなに小さいところに弁護士が一人一人いても暇かなとも思わないではない。

ただ、少なくとも県という単位で考えた時に、内部にいる常勤弁護士さんがいることは必要だと思います。常勤にお金をつけると、非常勤体制にお金が回らなくなるというのが浜田先生のご意見でしたが、それが問題なのでしたら、「お金をつけろ」と、ここのワーキングとしては提言すればいいのだと思います。私は弁護士さんをしっかりと手厚く入れる。今までが少な過ぎたわけですから、そうしたら、常勤は少なくとも1人入れておいて、周りのサポーターの弁護士さんにもきちんとお金が行くような方向を考えるべきだと思います。今、弁護士さん1人入れたら全部が解決するとは確かに思っていません。周りの今までやってくださった方々にスーパーバイズしていただくとか、そういうことは必要だと思います。

ですから、そういうことができるような体制をしっかりとつくってくださいということを提言すべきです。28年改正があって、弁護士さんを入れましょうといっても、なかなか進んでいません。例えば大阪はもともとやっていたから、そのままいつているからしれないけれども、では、地方の何とか県に行った時に、本当に弁護士の活用ができていいのかという、そういう方向性にみんなが動こうとしていないところが

問題なので、少なくとも常勤は入れなさいと言ったら、もう少しやる気になると思っています。

○山縣座長 どうぞ。その後、浜田委員で。

○藤林委員 私も浜田委員の意見に一定の反論を言っておきたいのですが、1つ目の23ページのところの調査研究で、契約や非常勤型でいいという評価も複数見られたということですが、本来は常勤と非常勤と、両方経験した上で、非常勤でもよかったという意見であればそうかなと思うのですが、多分、私もこの報告書を読んだのですが、そういう形での評価ではなかったのではないかというのが1点あります。

それは小ネタなのでいいとして、24ページの常勤弁護士を置くことによって、かえって弁護士とのネットワークとか、弁護士がいろんな子どもの代理人になるというのが減っていくのではないとか、常勤弁護士が抱え込んでしまうという危惧かなと理解したのですが、私の理解では、かえって前進していくといえますか、例えば未成年後見人の申請が増えていくとか、被害者支援弁護士が活用されるとか、常勤弁護士が配置される以前よりも、常勤弁護士以外の弁護士が活用されていく可能性の方が大きいのではないかと思います。

この問題は、今、奥山委員が言われたみたいに、常勤弁護士がいるから、この法的な補助金を削るということではなくて、なおさら増やしていくという方向性で担保すればいいのではないかと思います。

もう一つ、江口委員の5ページの「日常的に弁護士と協働できる体制とすることが必要と考える」。全く、そのとおりと思うのです。

この「日常的に」の中身なのですけれども、何かあった時に電話一本で来てくれるということが日常的にではなくて、日常的にという中身というものは毎週行われる受理会議、援助方針会議には必ず出席する、または何か緊急ケースがあった場合には緊急受理会議にも出席する。または児童相談所職員が弁護士に相談しなくても、弁護士の方から気がついて、これはやはりこうしないといけない、こうするべきではないかという助言が言えることが日常的ではないかと思います。

この契約型、非常勤型の一番大きな問題点は、児相職員が弁護士に相談しようと思わないと弁護士がコミットしてこない。でも、日常的にコミットできる体制は職員自身が気がつかなくても弁護士の方から、これは法的な対応が必要であるとか、これはその判断でおかしいのだということが言えるということではないかなと思います。そんなふうにより日常的に協働できる体制が必要ということであれば、これは常勤以外にあり得ないのではないかと思います。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

では、浜田委員。その後、宮島委員の順番でお願いします。

○浜田委員 ありがとうございます。

まず、誤解のないように一応、確認的に申し上げますと、私は常勤弁護士さんの機能と役割を軽視するものではなくて、それは制度としてもそうですし、現に行っている弁護士さんたちの活動にも完全に敬意を表するものでありまして、そ

れ自体をどうこう言うものではありません。私が問題にしたいのは必置にするというところでありまして、先ほど奥山委員からの御指摘にありましたとおり、1つには多分、かなり大きいところは財源であろうと思います。

おっしゃるとおりで、例えば現状、今まで契約型の弁護士に振り向けていたものは従前どおり維持をしたままで、改めて当該自治体で常勤弁護士を1人つける。要するに、予算は簡単に言うと、例えば倍になるという体制が本当に実現できるのであれば、それはなかなか望ましいことであると言えるということについては、私も賛成をいたします。

ただ、それが果たしてできるのかどうか。私が大阪にいるから余計に思うのかもしれませんが、いろいろな自治体で、何せお金がないという話をいろいろ聞くわけでありまして。そういたしますと、例えば国の方で今の枠組みのお金を全部つけてやるから常勤を入れろということになるのであれば、私の懸念というものはかなりの程度、消失していくのかなとは思いますが、果たしてそれが現実的かどうかというところにはやはり危惧を覚えるということがございます。財源といいますか、体制については、そういったところは思います。

藤林委員からの御指摘にありましたとおり、弁護士が児童相談所の内部に入ること、今まで活用できていなかった法的な手続等が円滑になっていくのは当然にあり得ることだろうと思っておりますし、現に常勤の行かれたところはそのような活動がなされているものというふうに、これも理解をしております。

ここから先がちょっと意見が分かれるところなのですが、それが常勤以外では無理なのかということ、それは無理ではないと思うというのが私の意見でございます。何となれば、それは我が大阪府といいますか、私が仕事をしております大阪府では現にそれが実現できていると自負を込めて思うからでございます。

程度の差こそあれ、多くの自治体、先ほどの子どもの虹情報研修センターの研究でもいろんなところにインタビューをさせていただきました。それぞれ客観的に見れば、もうちょっと、もう一声、関係が進んでいくといいなというところももちろんあるのでしょうかけれども、全体として全くどうにもならない、全然弁護士が関与できていないところは、私の知る限りは多くないように思います。

そういうことで、状況の認識としてはそんなに大きな差がないのだろうとは思いつつ、その実現の方法としまして、常勤が必置という結論に至るかというところで申し上げると、今のお二方の反対意見を聞いた上で、なおそちらには承服しがたいというのが私の意見でございます。

以上です。

○山縣座長 宮島委員が先に手が挙がりましてので、どうぞ。

○宮島委員 さっき名前が出ていましたので、済みません。

弁護士のことではありませんけれども、よろしいですか。大丈夫ですか。

○山縣座長 弁護士さんのところなので、後で。

○宮島委員 それではなくて極めて重要だと思うものがありますので、それでは機会をいただいて、後でお願いします。

○山縣座長 はい。その次にいたします。

では、奥山委員、江口委員、安部委員の順番でお願いします。

○奥山委員 浜田先生に伺いたいと思います。さっき私が言ったように、28年改正があっても、なかなか弁護士の常勤化が進まないというだけではなくて、日常的に本当に意思決定にかかわれるような弁護士、つまり緊急受理会議等にも出席する弁護士の採用が進んでいないわけですよ。では、浜田先生としては、必置にしなくても、こうやれば日本全国、弁護士がちゃんと児相の業務にかかわれる、日常的に常に意思決定にかかわれるような形にできる方法があるのでしょうか。

○山縣座長 どうぞ。

○浜田委員 そもそも、28年の法改正の中に、日常的に弁護士が意思決定にかかわれるという文言があったかどうか、例えば国会審議等があったかどうかについて、私は今、ぱっと記憶がでないので、そこは御容赦をいただきたいですけれども、必要な体制というものは現在の28年改正法のもとの体制で私は十二分に実現は可能だろうと思っております。ですので、その意味で言いますと、28年改正が例えば足りなかったとかという評価は、私はしておりません。

もう一つ加えて申し上げますと、これは我々のような審議会が気にすることではなかろうかと思いますが、28年法改正がなされて、これの施行からまだ1年ちょっとぐらいのところですよ。この時点で、例えば28年改正が足らなかった。それが進まなかったのだということを語るには、それこそ時期尚早ではないかと思います。現に子どもの虹情報研修センターの調査等でも、非常勤弁護士というかかわりが増えてきております。

加えまして、私が日弁連子どもの権利委員会等で得ている情報からでも、現時点で既に常勤弁護士を検討なさっている自治体、また、非常勤の弁護士、しかも複数採用なさっている自治体も増えてきていると認識をしております。

そういたしますと、今、我々がしなければならないのは、一足飛びに常勤弁護士を必置にすることではなくて、この28年改正の趣旨で、そこは児童相談所が必要な法的判断を的確に行うことができる、そういう体制を確保しなければならない。これは間違いないところかと思っておりますので、その体制がいかに早く全国に浸透していくかというところをなお見守らなければならないのではないかと。このように考えます。

以上です。

○山縣座長 では、江口委員、どうぞ。

○江口委員 現場の実情だけきちんと申し上げておきたいのですが、20年近くこういう体制でやってまいりますと、ケースワーカーの方がいわゆるリーガルソーシャルワークに近いことをかなり進められてきています。

逆に弁護士さんに、（担当児童福祉司等が）、例えば未成年後見人を立てたいのだけれども、どうだろうと（相談し）て、これは後見人を立てるのは難しいのではないかなどとの助言を得ながら（弁護士と意見交換を行い）、担当としては何とか後見人をつける方向で請求したいというふうに逆に弁護士の先生の方に（請求に向けての協働を）お願いしたり、せっついていくという状況が現場ではかなり起こっています。またこの事例は親権停止の審判請求したいのだけれども、それは（難しく）無理なのかもですが、（担当としては請求したい）わかっただけですすでしょうか（などと

の意見交換が日常的に行われています)。

これを20年積み上げていくと、児童相談所のワーカー側がリーガルのソーシャルワークの知見をかなり積み上げてきています。それを、弁護士さんをどんどんこちらに巻き込んで、毎日電話している時もございます。そういう形で、日常的にかなりの判断に関与していただいていると思いますし、月2回来ていただいているのは、それを定期的に全部チェックすることを実態上行っているということがございますので、この方式を残したいのが私たちの強い思いでございます。

○山縣座長 では、安部委員、どうぞ。

○安部委員 常勤を置くか、置かないかというのは、目指す方向は一緒で、児童相談所に法的なバックアップをどう確立するかということだと思っておりますけれども、構成員提出資料の29ページ、浜田先生が出された資料の上の方なのですが「非常勤・契約弁護士への相談頻度」というところで、確かに2016年より2017年の方が進んでいて、多分、2018年はまだ進んでいるかなという気はするのですが、非常勤では月6回以上、大体、週1回来るのが半分ぐらいですが、もっと少ない、週1なんかもかなり多いのですよ。

これでは全然、児相の法的バックアップになっていない気がして、だから、常勤が必置ではなくて、ベストではないけれども、目指す方向として、児童相談所にどうやって法的なバックアップを確保するかというのは同じ議論だと思いますので、それを必置と絶対書かなければいけないということはないのですが、法的なバックアップを確実にできるような体制を求めるみたいな、形態が常勤か、常勤ではないかという議論ではない気がするのです。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

藤林委員、どうぞ。

○藤林委員 短目に言いますが、先ほど浜田委員が言われた、常勤弁護士を置くことによってかえって法的対応の予算が削られることを懸念されるのだったら、それが削られないように、常勤弁護士を置いても十分な法的対応の予算を確保するべきであるというのは別に書いていいのではないですか。ここの意見ですから。

○山縣座長 どうぞ。

○浜田委員 私は別に弁護士必置だという意見があったことを書かないでくれというふうに申し上げる気は全くなくて、必置という御意見は現に複数の方から頂戴しているところですので、それは当然出てこないとおかしいと思っています。

他方で、私は必置には強く反対するということなので、それも報告書の中には、それこそ、きょうどこかで出てきた両論併記という形になるのかもしれませんが、そういう形の扱いを求めているというところにとどまりまして、必置はまかりならぬとまで、ここの報告書の中に必置という意見が入ること自体を否定するものではありません。

以上です。

○山縣座長 繰り返していますが、今までの議論は多様なやり方を認めるということであって、その中に必置もあるし、応援型もあるというのが恐らく多くの人

が言われていた。

○奥山委員 いや、違います。

○山縣座長 違いましたか。

○奥山委員 私は必置か、常駐か、どちらか。

○山縣座長 いや、そうでない大阪府のような例。

○奥山委員 それもあるかもしれないけれども、やはり大阪府は頑張ってるけれども、少なくとも、お金が出れば大阪府に常勤弁護士が入ったらマイナスになるということはないわけでしょう。

○浜田委員 よろしいですか。繰り返しになりますけれども、「少なくともお金が出れば」のところが極めてハードルが高いというのが私の認識でございます。それで実際のところ、常勤弁護士が入ることによって、それまでの弁護士との契約が切られた自治体が現に存在するのです。そういったことを考えますと、それというのは地域としての法的対応力と申しますか、それが全体としては落ちる方向になる。

それはもちろん、常勤弁護士さんが頑張るのは当然の話ですし、みんな頑張ってください。でも、例えばそれが永続的な体制になるかということについて、極めて大きな危惧を持つということです。もちろん、予算が確保できればというのは、それはそうかもしれませんが、実際のところ、そうっていないところが私の危惧の大きなところであるのが1つです。

もう一つ、報告書の素案に載せた形で申し上げますと、弁護士について出てまいりますのが4ページの中段上の方ぐらいのところ、「弁護士について常勤配置を義務づけるべき」という記載がありまして、私は先ほど必置という中途半端な言い方をしましたけれども、この「常勤配置を義務づけるべき」という御意見があった一方で、その次のポツのところ「配置方法にかかわらず」という記載がございます。

私の理解としましては、この「配置方法にかかわらず」のところに、今、私が申し上げているような意見も反映していただいているのだというふうに思っておりますが、報告書だけをご覧になるという人が一般には当然いらっしゃることを考えますれば、私の意見を報告書にもし反映していただければ、この「配置方法にかかわらず」のところに「常勤にかかわらず」にするとか「常勤配置を義務づけるべき」というところには反対意見もあったとかというふうに、より明確に、ここは両論あったのだということをお示しいただければありがたいと思っております。

○奥山委員 私も両論併記の方がいいと思います。

○山縣座長 そこは読めないです。文案としては両論が書いてあるつもりで、いわゆる常勤でない、今、浜田委員が言われたようなものがまさにこの表現であり、それから、5ページの方の「常勤弁護士の配置の推進等」という、いろんな形がありますというのが「など」の中に入っているという。

○奥山委員 違います。

○山縣座長 違いますか。

○奥山委員 違います。常勤配置を進めるのではなくて、必置にするということです。法的に必置にするということです。

○山縣座長 今、文章の読み方を言っているのです。先生の考え方が正しいかでは。

○奥山委員 いや、そうではなくて、ここの書き方だと常勤を必置にするという意見が全く読めなくなるのです。常勤を必置にするという意見もあり、そうではない意見もあったという両論併記ならわかります。でも、これだけ読んだら常勤必置というところは何もできません。これではまずいと思います。

○山縣座長 それは、事実である部分は当然書いていいと思うのです。

どうぞ。

○浜田委員 文章表現については、ぜひまた事務局等でも御検討いただくといたしまして、今の奥山先生と私のところのやりとりで、両論になっているといいなというところで一致が見られたかと思しますので、ぜひ御検討いただければと思います。

○松本座長代理 もう少し明確にということですね。

○山縣座長 両論がはっきりわかるようにという趣旨であるならば、基本的には今までの意見が私はそうなっていると思っていますので、それが理解できるような、誤解されないような表現にするというところで。

宮島委員、どうぞ。

○宮島委員 いいですか。さっき、違うことの論点に。

○山縣座長 では一旦、弁護士のところについては今のような形で再度修正をするということ。

○奥山委員 宮島先生の御発言が終わってからでいいのですけれども、弁護士だけではなくて医師もという話をずっとしていたのに、医師が全然欠けているのです。

○山縣座長 ちょっと待ってください。その後で。

○奥山委員 後で話させてください。

○宮島委員 ありがとうございます。あと37分しかなくなってしましまして、やはり議論のバランスを考えて、私はどうしても、これが大事だと思うことを述べさせていただきます。

この取りまとめとしては、児童相談所が適切に保護機能をきちんと果たせるようになることが大事だということと、さらには、児童相談所も含めて、地域でソーシャルワークがきちんと展開できるようにする必要がある。そのためには市町村がとても大事である。このことがちゃんと伝わらないと話にならない。何のために議論してきたのかわからないと思いますので、今の記述だけでは誤解も生じるところがあることを述べさせていただきたく、幾つかのことを申し上げたいと思います。

先ほどのところに戻ってしまっていて恐縮ですけれども、保護機能だけに特化する児童相談所があってもいいのではないかということですが、これは今の書きぶりなども本当に気をつけないと、この保護機能については在宅でちゃんと調査をする、あるいはアセスメントする、受付相談する。また、児童福祉司指導の措置を採って在宅指導をする、一時保護するかしないかの微妙なところにもかかわる。そういったものが含まれるのだという理解がきちんと入った上でないと、相当危険なことが生じる。だから、これは本当に気をつけてほしいと要望します。

児童福祉法上でいろんな、様々な相談を負うというのは歴史上そうなってきました。しかし、これは、専門的な技術や知識が必要な相談や支援を行うというふうに法改正されてきている。この専門的なものは、やはり保護機能。特に身柄の安全、命がかか

わるようなものという意味で書かれてきているので、法改正の前のように、ただ何でもやる。それで市町村が相談を第一義に担うようになったということと、それを受けて児童相談所がその内の専門的なものをちゃんと担うようになったという区分けが歴史的にちゃんとなってきた。そのあたりも忘れてはならない。全然変わってきていないわけではないということです。

とにかく、この保護機能が大事だということを述べる必要はあるけれども、そこにはアセスメント機能、受付機能、在宅で支える機能。これがちゃんと入っていることがぼけないようにする。これがどうしても必要だと思います。

あと、支援機能。市町村が支援機能といった時に、先ほど市町村も意識あるところ、死亡事例を経験して、事例検討をやらなければいけないということを意識しているようなところは、自分たちがやらなければならないのはプロテクションの仕事だという考えのもとで、困難を抱えた家庭にかかわっていますけれども、残念ながら、まだそこに行かない市町村もいっぱいあるわけです。したくてもできないような状態があるわけです。だからこそ、児相の人に来てもらって、アセスメントも一緒にやってくれ、一緒に動いてくれとなる。

それで、設置はしたいけれども、配置はしたいけれども、社会福祉士がまだ置けないという状態もいっぱいあるのです。それで形だけの関わりで、ちょっと様子を見てきた、安全確認をしましたとか、あるいは情報提供をしましたという、パンフレットを渡すだけで終わってしまって、ソーシャルワークを地域で展開できていないような市町村もまたあるわけです。この実態もちゃんと見据えて、市町村における、地域における相談支援体制をどう引き上げるかということがとても重要である。そこが強調点だということがぼけないようにすべきだと思うのです。

それで、社会福祉士会とかソーシャルワーク学校連盟とか資格化に対して反対意見を出されていますけれども、これは決して後ろ向きなものではない。むしろ地域にちゃんと専門職が配置されて、在宅で困難を抱えた人々をちゃんと支える、家族を支える。そういう包括支援体制が必要で、そのために我々は取り組んでいる。その一環で、この子ども家庭福祉の分野も進めるべきだ。そこにおいて、今この時点では資格化については反対だという、少なくとも私はそういう立場です。

このあたりがぼけてしまうと、とても怖い。むしろ数値目標やあるべき姿、長期目標を入れるのであれば、子育て世代包括支援センターとか、子ども家庭総合支援拠点。これらを5年のうちに、このくらいはする。10年のうちはこれくらいする。それこそ都道府県計画の中に社会的養育の体制の整備、目標数値を出して取り組む。この中にこういうものを入れ込んでいくことはどうしても必要だと思いますし、これらの設置は28年改正で市町村に努力義務が課されているわけですから、法律で努力義務が課されているものに対して数値目標なり、はっきりとしたものを打ち出していく。これは必要だと思います。踏み込んだものを書いていくべきだと思います。とにかく、保護機能がそういう様々なものを含んでいることがぼけないようにしなければならない。

そのようにして、地域において、きちんと子どもと家庭への包括的な支援体制が進むようにする。これがぼけないようにする。これを大事にすべきだと思います。

全体的なことでも大事だと思っていることを述べさせていただきました。

○山縣座長 重要な機能ということですね。ありがとうございます。

では、先ほどの奥山委員の医師の話が確かにほとんど書かれていないのですが、これについて何か御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

どうぞ。

○相澤委員 医師の配置は私も必要かなと。といいますのは、実際に2000年度頃ですか、健やか親子21の中に、児童相談所の児童精神科医の割合を100%というものは一つ目標に掲げられていたわけですよ。やはりそういう意味では当時からそういう医師はすごく必要な職種だと考えられていたので、医師は入れるべきと私は思います。

○山縣座長 どうぞ。

○藤林委員 児童相談所にいる医師として思うのですけれども、少なくとも児童相談所設置自治体には1人の常勤医師がいた方が絶対いいと思っています。それはそうあるべきというふうには書いてほしいのですが、実際は確保がなかなか難しいのです。いわゆる公衆衛生医師といいますか、行政医師の確保は難しく、それとワンセットでないと、それこそ宮島先生が言うように、絵に描いた餅になってしまうので、私はこれを提出資料のどこかに書いていたと思います。今、どこに書いてあるのか、わからなくなってしまったのですけれども。

○山縣座長 弁護士と同じにならないですか。

○藤林委員 だから、書くのであれば、やはり医師の確保。児童相談所に常勤で来てくれる医師の確保とワンセットで今後考えていくべきだというのは文章としては必要かなとは思いますが。

○山縣座長 医師自体を否定される委員はいらっしゃらないと思います。

○藤林委員 もう一つだけ、ただ、医師がいて、判定とか診断書を書くだけでなく、やはり決定プロセスにちゃんと参画していくという医師の活用方法もしっかり書くべきではないかと思います。

○山縣座長 では、安部委員、どうぞ。

○安部委員 きょうの会議の資料2の72ページに医師の配置状況という表があるので。そうすると、全国の児童相談所で658人の医師が配置されているのです。ところが、ほとんどが、当然のことながら、非常勤なのです。

なので、逆に言いますと、既に配置されているのだったら、その使い方の問題ではないかと思うのです。今、藤林先生が言われたみたいに、診断書を書くとかということ以外にも、一時保護所の子どもの健康診断とか、いろんな使い方といいますか、業務を担っていただいているのですけれども、奥山先生が考えていらっしゃる医師というものはそういうところではなくて、多分、虐待対応のところでしたらしっかり関与するという意味の医師だと思うのですが、現実的に658人が配置されているということであれば、そういう使用の仕方を考えなさいみたいな書き方になるのかなと思いました。

以上です。

○山縣座長 奥山委員、どうぞ。

○奥山委員 今、ここに書いてある非常勤医師は、おっしゃるとおり、ほとんど手帳の判定だけなので、それだけに雇われただけなのです。そういう医師ではまず虐待対応は無理なのです。

虐待は、江口先生のところもそうですし、横浜とか、虐待等にかかわる常勤の医師を雇っているところはあるのです。最初、私は医師を全ての児相で雇うのに躊躇したのは、藤林先生がおっしゃっているように、人がいないのではないのかというのが1つ。

もう一つは、精神科医なのか、小児科医なのかと思ったわけです。私は精神科だけでも小児科だけでも無理だと思っていたら、やはり児相の中に入って一緒になってやっていると、精神科のドクターでも子どもの外傷から虐待やその病理の判断ができるようになってきます。例えばこの間の結愛ちゃんの例でいえば、口腔とその周囲に複数回外傷があったのですが、それを診たら、食をめぐる葛藤がありそうだとかというところまでわかるような医者になってくるわけです。

逆に、小児科で入った医者を見ていても、例えばお母さんの精神的な部分が判断できるようになってくるので、だんだん虐待対応専門医師みたいなものができてくるのかなと思うようになりました。ですから、そういうところに配置すればそれなりに専門性を高めていくのだというのを経験したので、少なくとも精神科でも小児科でもいいから、医師を1人必置にすれば、そういうところで伸びていってくれるのではないかと期待しています。

○山縣座長 宮島委員、浜田委員の順番でお願いします。

○宮島委員 また医師のことではなくなるので、今のタイミングでなければ。

○浜田委員 では、医師のことだけ。

○宮島委員 では、先に。

○浜田委員 済みません。みんなの頭の整理といいますか、共有のために申し上げますけれども、4ページの先ほど私が触れました「弁護士について常勤配置を義務づけるべき」というところには確かに医師の記載がございませんが、10ページの真ん中よりちょっと下のところについては「弁護士、医師について常勤配置を義務づけるべき」という記載になっておりまして、ここには医師が登場するというところでございます。

ただ、先ほどからの奥山先生のお話を聞いていると、これでは何にせよ記載は足りないという御趣旨かなとは思いますが、一応、登場はしているということを見いたしましたので、共有のために。

○山縣座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○相澤委員 医師の確保はとても難しいのですよ。私も国立の児童自立支援施設の院長をやっています、すごく医師を確保するのは難しかったわけです。

そこで少年院などの矯正の分野では、例えば矯正医官の場合、勤務要件を緩和して、民間病院でも非常勤で兼業が可能になるような特例措置を制度化したわけです。これを児童相談所の医師にも適用するには非常にハードルが高いのですが、臨床医の人たちは臨床から離れるのをすごく嫌がるといいますか、やはりそういうことを経験していないと医師としての自分のアイデンティティーがなくなってしまうみたいなどころがあるので、こういう特例措置も長期的な検討課題の一つとして入れておくことも必要ではないかと思いました。

○山縣座長 ありがとうございます。

では、江口委員で一旦、ここは。

○江口委員 済みません。大阪府は精神科医が1名常勤で、小児科医が1名常勤で、今、2名いていただいています。それで、診療所という形を体裁的にとらせていただきました。

それで、指定医【指導医】のもとでいろいろな研修を受けて、いろいろな臨床の場を提供することで、来ていただくお医者さんのいわゆるキャリアアップにも、診療所という形であれば一つ利用できるということももくろみながら、いわゆる診療所機能を設けてきたところです。

来ていただくドクターが非常に少ないというのは承知している中、いろんな工夫の仕方を今後研究していく必要があるのではないかと思ったところでございます。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

宮島委員に行く前に、もう一個だけ先に、1つずつ進んでおかないとなかなかゴールにたどり着けないので、これも意見が分かれている部分が、中核市とか特別区の児童相談所の設置義務化というところで意見が少し分かれている状況があります。このことについて、それぞれ賛成なり反対なり、あり方論があれば提示をいただきたいと思います。

どうぞ。

○奥山委員 先ほども言いましたけれども、やはり問題は中核市で、5年で、とてもではないけれども、到達できるところまで来ていません。国会の議論では、あの書きぶりは5年で全ての中核市と特別区が児相を持てるように支援するのだと書いてあるわけです。ということは、5年で中核市と特別区全部が児相を持てるように国が支援しているはずなのですが、本当にできるのかという段階に来ていると思います。

そうだとすれば、よりスピードアップするためには必置にするということも一つ考えるべきではないか。それこそまた両論併記になるかもしれませんが、必置にする、もう少し様子を見てから考えるという2つの意見があるかもしれませんが、そういうことは両論併記でもきちんと書き込んでいただきたいと思います。

○山縣座長 奥山委員が言われる国というのは何を指していますか。厚生労働省を指していますか。国会を指していますか。

○奥山委員 いや、あそこの附則で書いてある国というのは行政だと思います。だから、厚生労働省なのか、内閣府なのか、その辺はわかりませんが、行政としての国がということだと思います。

○山縣座長 どうぞ。

○長田総務課長 法律的には「政府」と書いております。

○山縣座長 ですから、私は国会といいますか、政府ではないかなと。

○奥山委員 政府ということは、この法律では行政機関のほうです。

○山縣座長 どうぞ。

○浜田委員 今のところについて、私、ちょっと観点が違うと申しますか、進んでいないという実態は恐らく間違いはないとして、その進んでいない要因がどこにあるのかということはきっちり見きわめる必要があるのではないのかと思います。その要

因を除去するために必置ということが対応策として効果的であることになれば、それがもちろん望まれることであろうと思いますけれども、私自身、進まない要因が一体どこにあるのかということを一いつつかみかねているところがございますので、あえて申し上げました。

以上です。

○山縣座長 藤林委員、どうぞ。

○藤林委員 今回の資料でも、中核市で設置する方向が2カ所、検討中が19カ所、全然進んでいない状況があるわけなので、5年で全てとは到底難しい、あり得ないのではないかと思うのです。

その場合に、実はこの後、多分議論される人材の確保というものも非常に大きな問題で、もう一つは財政の問題と思うのですけれども、ここを同じように並行して解決していかなければ、これも絵に描いた餅になってしまうと思うのですが、そうだとした場合、この28年法改正から29年、30年の段階でもまだまだ全然進んでいない状況を考えて、必置というものは一つの方向として明確に書くべきではないかと思います。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

今のところも、これまでの経過を見ていたら、両論併記型になるパートではないか。どちらかに完全に意見が集中しているわけでない。

江口委員、どうぞ。

○江口委員 中核市は児童相談所を持っていただきたいというのは、基本的には考えています。ただ、現場で児童相談所でやってきた者としたら、緊急対応、立入調査を同時に2件しなければならないというのが都市部では結構起こります。そうすると、ワンセット送るには5人の体制が必要ですので、ツーセット送れる人員が確保できているという規模が一定必要なのです。

というのは、現実に対応が必要な時に、対応できる人員がその児童相談所で確保できるかということを目配りしながら、やはり中核市で児童相談所を持つ時に十分、その辺の人員配置を考えていただきたいなと考えたところです。

以上です。

○山縣座長 人員配置と、恐らくその後のフォローといいますか、人事交流ですね。そこがうまくいかないといけない。

では、藤林委員、どうぞ。

○藤林委員 短目に言いますけれども、今、座長が両論併記と言われましたが、必置ではいけないとか、必置とすべきではないという意見が出ていますか。

○山縣座長 必置でなくてもいいという意見は出ています。

○藤林委員 出ていますか。

○山縣座長 必置でなければならないという意見は。

○藤林委員 必置であるというのは私も奥山先生も同じ意見ですし、浜田委員も江口委員も置く方向ですけれども、必置でなくてもいいのだという意見は誰も意見表明されていないような気がするのです。

○山縣座長 ありませんでしたか。必置ですか。

では、浜田委員、先に手が挙がったので。

○浜田委員 済みません。私は必置にすべきであるとまで、ここに書くかという、若干躊躇を覚えるところがございます。それは先ほど申し上げたように、進まない前提ではなくて、進んでいない実態がある。ここまでは誰にも多分、異論がないのですけれども、そこの、さっきも申し上げたことの繰り返しですが、その要因が一体どこであるのか。それをどうすれば手当てが可能なのか。その対応策として必要なことが必置なのかということについては、私自身は得心するには至っていないので、その意味で言うと、必置にすべきであるということに反対もしませんけれども、積極的に賛成するところまでは至っていないという、半端で申し訳ありません。

○山縣座長 宮島委員、どうぞ。

○宮島委員 待っているものではなくて、今の中核市のことでよろしいですか。

○山縣座長 どうぞ。

○宮島委員 私も浜田委員とほぼ、中核市の設置促進はすべきだけれども、今の時点で必置というふうに書くのはためらわれます。ぜひとも多くの中核市がつくってほしいとは思いますが、やはり人とお金の問題がある。むしろ、それを促進するためにきちんと国と財政措置をすべきである。そういうことは明記すべきだと思っておりますけれども、まだそちらが先である。

また、中核市に児童相談所ができた時に、それ以外のところの地盤沈下のようなものが起きないかという危惧を持っています。地方においては、中核市である部分がかく人口が多くて、そのほかの都道府県が所管するところの人口が非常に少ない。このあたりのものもきちんと整理されないところで今、必置を言うことに対してはちょっとためらうところがあります。

設置促進はぜひとも必要である。そのために条件整備も必要だということは明記するべきだと考えます。

○山縣座長 ありがとうございます。

よろしいですか。両論があるということで、ちょっと私、若干誤解していた部分があるかもしれませんが、必置という形の意見が多いということですね。それから、それも一歩、必置以外の人が反対ではなくて、促進はすべきだというのが大筋だということです。

では、宮島委員、先ほどの残った部分で。

○宮島委員 人材確保とか資格化のあたりで。

○山縣座長 ちょうど次に、そこに行こうと思っていました。

○宮島委員 よろしいでしょうか。

○山縣座長 はい。

○宮島委員 資格化については両論併記になるのだろうなと思いますけれども、とにかくきちんと力量のあるソーシャルワーカーを現場に、児童相談所であろうと、市町村であろうと、配置しなければならないと思います。とにかく児童相談所にしても市町村にしても、いかに優秀な人を確保できるか、その人を定着させることができるのか、育てられるのかということがとても大事だと思います。

あと、行政機関である児童相談所は人事の仕組みをちゃんと考えなければならない。

その中で動いている。でも、その中でもちゃんと教育を受け、訓練を受けた人を、どう配置を進めるのかということが問題だと思います。40%には増えましたけれども、まだ児童相談所で4割にとどまっていますので、これの配置を促すべきだということはむしろ入れるべきであろうと考えています。

あと、学校連盟や社会福祉士会の方で今、社会福祉士のカリキュラムの見直しをするというところが出ているわけなので、ここで子ども家庭福祉のことに對してカリキュラムを充実させろといった、子どもの命を守り、安全を守る。そういった部分について、きちんと教育課程の中で扱ってほしい。演習などについても、そういうものを充実させてほしいということを私は求めます。ぜひとも、そういう方向でいきたい。

資格化については、長期で検討事項とはなるとは思いますけれども、現時点でそのことが入ることによって全てのもので解決するようなものではないという面で反対であるということ、これは両論併記になるとは思いますが、申し上げておきたいと思います。

○山縣座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○藤林委員 ここについてはいっぱい意見があるのですけれども、最後に宮島先生は長期で検討することは必要と言われたのでしたか。

○山縣座長 どうぞ。

○宮島委員 奥山先生の発言の中でも社会福祉士をベースにした上でという発言があって、その上で精神保健福祉士も横出しで出てきたようにということが述べられました。そういったことを含めて検討するということは必要かなと。

でも、これは相当、実際に社会福祉士の資格制度が立ち上がるまでに何年もかかっていますし、試験が始まってから更にかかって、やっと30年たって20万人が確保できた。それでも、まだ児童相談所や市町村に社会福祉士でさえ十分には配置されていないという状態を考えれば、やはり相当長期に考えるべきことなのかなと思っています。

○山縣座長 どうぞ。

○藤林委員 では、私の意見ですけれども、私も社会福祉士会の声明文を読ませていただきまして、12月の分ではなくて7月の分を読んだわけですが、この声明文も新たな国家資格化そのものに反対しているのではなくて、速やかに対応するためにはカリキュラムとか研修体制というふうに書いているわけなので、長期的に考えていくことについては多分、この声明文も反対はしていないし、宮島先生もそれには反対していない。

ただ、時間感覚なのですけれども、では、長期というものが、精神保健福祉士が資格化するのに30年かかっているように30年かけるのかという問題ではなくて、やはり奥山先生みたいに、ある程度、期限を決めて、5年とか3年とか2年という形で検討すべきではないかと思えます。

それで私は、昭和の時代に精神科医になって、その後、精神保健福祉センターにて精神保健福祉行政の所長になっていた時のことを思い出すのですけれども、精神保健福祉士の資格化とその後の展開はとても参考になるのではないかと思います。私

が精神保健福祉センターの所長になった時、まだ精神保健福祉士が資格化されていない時代で、当時は保健所には精神衛生相談員という任用資格があるわけですが、なかなか私のいた県では十分なプロフェッショナルがいない。保健師さんが順繰りでその役割を果たしているということですから、なかなか専門性、経験が蓄積されていないという思いをずっと持っていたのです。あの時代と今と全く同じで、任用資格の限界というものがあるわけなので、そういう一定のアイデンティティーを持った専門職が配置されて、その中で経験が全国的にシェアされ、専門性がどんどん蓄積されていることは重要と思います。

ところが、私が精神保健福祉センターの所長をやめた後に、そのやめる直前から精神保健福祉士が資格化されたわけですがけれども、病院だけでなく、各自治体にも精神保健福祉士は配置されて、各自治体に任用された精神保健福祉士の方々はよく活躍されていますし、非常に質の高いソーシャルワークはされている。いろいろな施策も展開されていることを考えれば、やはり公務員であり、なおかつプロとしての精神保健福祉士がこのような実績を生んでいるのであれば、児童家庭福祉士分野においても精神保健福祉士のようなプロフェッショナルな資格化を考えていくことはそんなに別次元の問題ではないのではないかと私は思います。

以上です。

○山縣座長 今のところで確認させてください。

児童福祉司としての資格なのですか。それとも、子ども家庭福祉領域の資格なのですか。

○藤林委員 児童家庭福祉領域ですから、児童相談所だけに限定しない。やはり市町村、または児童家庭支援センター、場合によれば施設のソーシャルワーカーも含めた、幅広い子ども家庭領域のよりプロフェッショナルな資格化というものが長いスパンで必要ではないかと私は思います。

○山縣座長 それは業務独占を意味するのですか。

○藤林委員 まだそこまで考えていないのですけれども、一定考えるかなと思います。

○山縣座長 業務独占のところでひっかかっている人が結構、私の周辺ではいるのです。

では、名称独占だったら、何でそんなにこだわるのかという、今度は逆の意見が出ます。

○藤林委員 やはり一定の業務独占も考えないといけないのかなと思います。その議論は考えてきていないです。

○奥山委員 精神保健福祉士は業務独占ではないですね。

○松本座長代理 違います。

○山縣座長 名称独占です。

○奥山委員 だから、それと同じように考えればいいのではないかと藤林先生の御提案なので。

○山縣座長 ごめんなさい。座長ではなくて個人的な意見で、国際的に言うと、むしろジェネラリスト化している。個別分野ごとのものは、そのジェネラリストのベースの上に、研修等によって、広い意味では、見え方は資格のように見えるけれども、資

格ではない形のものを行っている。きっと、この社会福祉士会等の文書を見たら、何かそういうイメージに、だから、社会福祉士を基礎資格にして、子ども家庭領域の固有性を、研修をどうしましょうというふうに読めますし、宮島委員が言われたように、ベースのところでも前回の社会福祉士改正の時に、子ども領域はぐっと減ってしまったのです。高齢者中心のところにもぐっとシフトしてしまって、そこをもう一回戻しましょうというのがきっと宮島委員の一つのポイントだったと思うのです。

どこまでの資格を、業務は難しいだろうとはっきり思うのですが、含めて、例えば今、子どもたちの領域であるもので言えば、スクールソーシャルワーカーが大体そういう状況になっているのです。社会福祉士の人であって、スクールソーシャルワーカーの、国ではなくて専門職団体が認めた教育課程を経て、試験も受けるのですか。試験はなかったですか。それでスクールソーシャルワーカーということの名乗ることができる。業界認定のスクールソーシャルワーカーで、でも、国家的には社会福祉士にすぎないという状況だと思うのです。

そのどこらあたりを資格化というふうに言っておられるのか。ここも言葉が今、人によって意味しているところが違っている可能性があると思っています。

どうぞ。

○奥山委員 私が思うには、やはり見える化するための資格なので、この人がこの資格を持っているということで、このぐらいの技量があるだろうというのが、周りが見えることが一番重要なことだと思うのです。

それから、さっき全体にジェネラリスト化していると言ったのですけれども、例えば医療の分野ではジェネラリストが一つのスペシャリストなのです。総合診療という分野があり、それとは並列に呼吸器の医者という分野があるということです。ジェネラルというのは、ジェネラルに全体を見られるということが一つのスペシャライズされたものと言う考えです。

ですから、ジェネラルの上に何か乗せていくと考えるよりも、ジェネラルというものが一つスペシャライズされたものとして必要になってくる時代なのではないかと思っています。

○山縣座長 それは冒頭、安部委員が言われた文献に出されていたT字型専門職という言い方を職業社会学の領域でいうのですけれども、むしろ、その組み合わせたものが福祉領域では要るのだという考え方が一部にあるということだけお伝えして、要はほかの委員がどう考えているのか。資格化が必要だと書いた時に、何を指しているかを共通化しておかないと、また誤解を生ずると思うのです。

どうぞ。

○井上委員 市町村の行政の動きから見ていったら、やはり先生が言われるように、ジェネラルをベースに置いて、その中で高齢者をやられていたりとか、それから、児童の部分をやられたりとか、障害をされたりとか、そういう視点で持っていったら、短い時間で広げていこうと思った時は無理なのではないかと私は思います。

その中で、特に子どもをやってみたら、本当にウマが合っていて、ここは長くやっていきたい。それが3年、7年、その後、ずっと続けていきたいということを意思表示された時に、その人のスペシャライズのところの資格をきちんと認めていくような

プロセスを作るのが一番いいのではないかと思います。

○山縣座長 それを資格と呼ぶか、例えば医療領域で認定医みたいな感じですね。その領域の業界から認定を受けた人たちというイメージの認定というぐらいのイメージなのか。それはやはり資格なのだとということなのか。

○井上委員 それに関しては、私はやはり宮島先生が言われるように、長い時間をかければそういう格好の専門ができると思うのですけれども、ある程度、時間を短く、しかもそろえなければいけないという形でいったら、先生が言われる認定医の形でやっていく方が確実なのではないかと思っています。

○山縣座長 井上委員の意見はそういうことでしたということだけで、それでまとめるとわけではないですけれども、とりあえずそういう意見を確認したということで、ほかの委員さんで、資格ということできっといろんな読み方をされていて、賛成、反対が出ているような気がするのです。

安部委員、どうぞ。

○安部委員 もともと資料2の59ページ、宮島先生も言われましたけれども、児童福祉司の中で社会福祉士は既に40%を超えていて、大学で心理学、教育学、社会学を勉強した者が3割を超えていて、合わせて7割を超えているという、つまり専門知識でないとやっていけない分野になってきているのが一つです。

もう一つは、では、社会福祉学科を卒業した学生が児相に来て、市町村も同じなのですけれども、すぐ対応できるかということ、江口先生が言われるみたいに、10年かかる。最低でも2～3年はかかるということを見ると、資格を考えるよりも組織を考えなければいけないかもしれないと思いました。

それで、これは全然資格化ではないのですけれども、ホテルの適マークみたいな、個人の資格ではなくて、この仕組みは大丈夫みたいな、これは出せませんが、でも、そういう個人の一人一人のメンバーの優劣よりも、組織としてちゃんと対応できる組織なのかどうかということを考えなければいけないのかなど。この答申案の中には書くようなことではないかもしれませんが、そんなふうに思いました。

以上です。

○山縣座長 ちょっとまた話を進めさせてください。

今の安部委員のところ、次の課題のところにつながったのですが、適マークはまさに第三者評価といいますか、その組織そのものをどう社会がチェックしていくかということにつながっていると思うのですけれども、このことについても少しいろんな意見があって、余り大きく割れている気は今はしていないのですが、この報告のポイントにはなろうかと思しますので、そのことについて少し意見があれば伺いたい。

もう一点、ちょっと時間を延ばさせていただきたい。15分ぐらい延ばしていただいて、あと、私の中で、きょうの段階できっちり意見を聞いておきたいのが今の第三者評価とかアンケート、アドボケイトの話です。そういうところの、個人の人権にかかわる部分と、組織の評価にかかわるような部分。もう一つは、今の資格のところの延長上でやろうと思ったのは、先に言ってしまいましたけれども、SVの話之余りやっていないので、SVの質の話です。

あわせて、その他、この領域であれば。

- 奥山委員 済みません。窓口の一本化は。
- 山縣座長 その次は窓口です。窓口の一元化で、特に面前DVとの絡みなども含めた窓口論。このあたりを残った時間で。
- 奥山委員 済みません。15分でできるのですか。
- 山縣座長 頑張りましょう。
- 奥山委員 いや、無理だと思います。15分延ばしてもきちんとした議論ができないのであれば、もう一回どこかでやるべきではないですか。みんな、かなり頭がパンパンになってきていると思います。
- 山縣座長 どうぞ。
- 浜田委員 今後の進行につきましては、奥山先生と同意見でございます。詰め込んで入るのかということと、日程がとれるのかというのが多分、大問題ではないかと思いますが、もし、そこをフレキシブルに考えられるのであれば、しっかり時間をとって検討すべき事柄ではないかと考えます。
- 山縣座長 各委員さんの方はどうでしょうか。来てもらわなければいけないということ。
- どうぞ。
- 藤林委員 飛行機の時間が迫っているので、できたら日程を別調整してもいけるかどうかという保証はないのですが、その方がありがたいのと、先ほどの業務独占は余り考えてこなかったもので、次回までにしっかり考えたいと思います。
- 山縣座長 事務局、どうですか。
- 藤原審議官 済みません。今、もう少し議論の機会を設けるべきだという御意見を何人かの先生からいただいておりますので、きょうの議論の、あと15分の議論の中でどうするかというのはありますし、場合によっては紙で追加的に出していただくということで、さらにもう一回やる必要があるのかどうか、座長とちょっと御相談させていただければと思いますが、よろしいでしょうか。今、追加でやるとかやらないとかというのは申し上げにくいのと、そもそも日程調整が可能なのかどうかというのがありますので、そこは追って御相談させていただければと思います。
- 奥山委員 紙でやるのは大反対です。今日の議論を見ても、議論を積み重ねているではないですか。必要なのです。色々な両論併記も、これとこれの両論併記ですねとかと一つ一つを確認できているのです。紙だけではとてもできないと思います。
- 山縣座長 どうぞ。
- 長田総務課長 いずれにしましても、きょう一旦、時間まで議論いただいて、その後の状況を踏まえて、今の点については座長と相談させていただきたいと思います。
- 山縣座長 もう、こちらは決断をしないといけない。
- 宮腰虐待防止対策推進室長 本日、延長は難しいということなのですね。
- そうしましたら、いずれにしましても、もう一度、時間がとれるかどうか、日程調整等もありますね。それは改めて、また御相談をさせていただきたいと思います。
- それで、事務局といたしまして、とりあえず、きょうここまでいただいたものについては少なくとも少し反映の作業をさせていただいて、またご覧いただくことはしたいと思っています。

できなかった部分について、どうするかは、また日程等がございましたので、御相談させていただければと思います。

○山縣座長 どうぞ。

○松本座長代理 予定されて、できなかった論点というものは、今、最後に確認をしておいた方がいいのではないですか。

○山縣座長 私が先ほど言いました、まずはっきりと意見交換をしておいた方がいいと思っているのは大きく4点です。アドボケイトとか第三者評価的な部分、SV関係、スーパーバイザー等に関するところ、それから、窓口の一元化、通告窓口の一元化等に関するところで、中身が2つあって、市町村と児童相談所、都道府県との関係と、面前DVに関する問題です。そこらあたりが少し意見が分かれている、あるいはもうちょっと詰めた方がいいかなと理解をしているところです。

もう一回、もしとることができる、この状態だととりますけれども、そのところで、それ以外は議論しないわけではありませぬので、きょういただいた分で、これは最初のところに戻らせていただきたいのですが、事務局の方で整理をいただいて、私たちが確認をして、それに対して修正があるならばはっきりとここを変えてほしいという修正をいただくということで、先ほど言った、まだ議論が十分されていない部分については書いていただいても結構ですし、次回こういう議論をしてほしいという形でも結構だというふうに理解をします。

そういうことでよろしいでしょうか。

では、申し訳ありません。きょうはこれで、既に3分もオーバーしていますので、これで一旦終わらせていただきます。

どうぞ。

○長田総務課長 時間のないところで恐縮でございますが、言葉はともかくとして、「介入」と「支援」の機能に関する御議論で、機関を分けることに関して少し幾つか次元の違う御議論があったように思いますので、少し整理をさせていただきたいと思っております。それはどういうことかといいますと、現行の法律のたてつけは、まず都道府県の業務として規定していて、その業務を担う機関として児童相談所がこういった都道府県の業務を行うという書き方になっております。当然、指導措置などを含めて、都道府県は関係機関などに委託をすることができるわけでございますが、委託はあくまで都道府県の業務であることを前提として委託をするものですので、そういう次元で考える話なのか、先ほど、市町村との役割分担といった話がありましたけれども、そもそも都道府県の業務から切り出して市町村の業務というふうにするのかというのでは、かなり次元が違う話でありますので、そこはちょっと整理をさせていただく必要があるのかなということ。さらに、都道府県の業務という前提の中で、個々の児相がフルスペックで業務を持つのかどうかという話もまたいろんな整理があるかなと思いますので、まずは少なくとも、現行、法律的にどうなっていて、運用上、何ができて、できなくて、こういうことまで突っ込むとすれば、どういう制度改正が必要かという、そういったところも少し事務局で整理をさせていただいた上でまた御議論をいただければと思います。

○山縣座長 ありがとうございます。

では、また次回の日程調整は追って事務局の方からさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局にお返しします。

○國松室長補佐 本日は大変長時間、御審議いただき、ありがとうございました。また、お時間を超過して申し訳ございませんでした。

日程につきましては、また調整の上、改めて御連絡をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。